

第二部 律令制的地域編成政策の諸段階

第一章 「廃置国郡」の意味

はじめに

前節でも触れたように、大化二年に始まる一連の政治改革によって、地域支配の方式が変更になり、既得権を持っていた地域勢力に大きな影響が及ぼされた。端的には、大王の「大権事項」に含まれる諸政策は、中華帝国の冊封体制の末端に連なるための便宜とも言うべき内容であって、大半の地域勢力には未知の事柄であった。当然、専制支配に対する反発や、既得権の喪失・減少に伴う不満が発生し、それらに対処するために、妥協的・折衷的方策が採用されることもあった。

領土・領域支配に関する「廃置国郡」は、すぐれて地域の利害を反映する内容であったため、時期が早いほど超法規的な措置として実施され、事例が重ねられてルールが確立してくると、定型的な理由で実施される一般的な政策へと転換していった。このことは土地所有の思想及び実務が、当初の公的な契機から徐々に換骨奪胎され、私的土地社有へと変遷していったという一般的理解を敷衍するものである。但し、地域や時期によって微妙な差異を伴ったであろうし、外形上の変化が政権の本質の変更に関わって可能性もある。そのような観点から、改めて「廃置国郡」について考えてみたい。

1、行政手続としての「廢置国郡」

律令制度下では、国・郡の停廢・設置の問題は、原則的に公式令論奏式で取り扱われることになっていた。養老公式令論奏式を示せば次のようになる。

論奏式

太政官謹奏

太政大臣位臣姓名

左大臣位臣姓名

右大臣位臣姓名

大納言位臣姓名等言云々。謹以申聞謹奏。

年月日

聞。御晝。

大納言位 姓

右大祭祀。支度国用。増減官員。断流罪以上及除名。廢置国郡。差發兵馬一百匹以上。用藏物五百端以上。錢二百貫以上。食粮五百石。奴婢廿人以上。馬五十四匹以上。若勅受外応授五位以上。及律令外議応奏者。並為論奏。晝聞訖留為案。御晝後。注奏管位姓。

早川庄八氏は、養老公式令論奏式が、唐の発日勅と奏抄式とを統合して作られたもので、日本の議政官の権限が唐のそれに比べて拡大され、天皇の権限は逆に縮小されていたとする石母田正の見解（1）を承けつつ『令集解』の「古記」のあり方に注目し、「増減官員」「廢置国郡」「差発兵馬一百匹以上」「用藏物五百端以上」の四項目は、養老律令の施行を境として、天皇の大権事項から太政官の論奏事項に変更された可能性が大きいとされた（2）。

右の見解に関しては批判が加えられている（3）し、早川自身も認めるように「古記」が存在しないことを以て大宝令条文が存在しなかったとするには、やや無理があるように思われる。しかし、「廢置国郡」という行政区分の改編に関する政務手続きの規定である論奏式について、右のような可能性のあることは、留意しておかなければならぬと考える。地域区分の改編は、今日でも実施困難な政策課題であるが、中央の権力が絶対的に優位にあった当時でも、国家中枢の決断を要するような重要政策のひとつであった。少なくとも「廢置国郡」は、律令国家の何らかの積極的な政治的意志の、地域における発現とはみなしうるであろう。

七世紀の最終末から八世紀になる間の非常に限られた時期に、支配の及ぶ限りの広い範囲を対象にして、「評」から「郡」へという形で、全国的な地方行政制度の切り替えが実施されたことは疑いない。大宝律令制定前でも斉一的な地域編成から漏れた地点は例外的である。その制定後にあつて「廢置国郡」が実施された地点というのは、恐らくかなり例外的な場所であつたろう。個別には分析を加えられているような各地点であるが、何らかの共通した政策的意図に基づいて実施された各事例について、同一平面に置換して考えるとどのようなことがわかるのか。そうした特定特殊な場所の分析を通じて、全体の在るべき姿や律令国家の政治理念について考えてみたい。

具体的政策としての「廢置国郡」に関しては、『類聚三代格』卷第五分置諸国事に公式令論奏式に則つたと見られる加賀国の設置の例が掲載されている。直接関連するとみられる史料を併せて示せば次のようになる。

① 太政官謹奏

割越前国江沼加賀二郡為加賀国事准中国

守一人 掾一人 大目一人 少目一人 史生三人 博士一人

右得彼国守從四位下紀朝臣末成解僞「加賀郡遠去国府往還不便。雪零風起難苦殊甚。加以途路之中有四大川。每遭洪水經日難涉。人馬阻絕動致擁滯。又郡司鄉長任意侵漁。民懷冤屈路遠無訴。不堪深酷逃散者衆。又部内濶遠多煩巡檢。官舍之損農桑之怠莫不由此。」伏請。別建件国。名曰加賀国者。夫調琴瑟者終待改張之功。行政化者必資檢變之道。彼越前国民俗凋弊。非恩何息。境内闊遠。本号難治。臣等商量所申合宜。伏聽 天裁。謹以申聞謹奏。聞。

弘仁十四年二月三日

② (『日本紀略』弘仁一四年三月丙辰朔)

割越前国江沼加賀二郡。為加賀国。以部内濶遠。民人愁苦也(後略)。

③ (『日本紀略』弘仁一四年六月丁亥)

(前略)越前国言上。丹生郡管鄉十八。馭三。割九鄉一馭。更建一郡。号今立郡。加賀国江沼郡管十三鄉。馭四。割五鄉二馭。更建一郡。号能美郡。加賀郡管鄉十六。馭四。割八鄉一馭。更建一郡。号石川郡。以地広人多也。

④ 太政官符

加賀国定上国事

右太政官去弘仁十四年三月一日下式部省符僞。「依太政官去二月三日論奏。「割越前国江沼加賀二郡為加賀国事

又定中国」者。今件国諸准上国課丁田疇其数左益。」被故大臣宣稱。「奏。勅。宜改為上国。」

天長二年正月十日

加賀国の設置については、その政治的背景に関する論考がある(4)が、越前国守紀末成の在任中に、具体的な政治日程が実施された。元大和守であった紀末成は、弘仁十二年十一月に越前国守に任ぜられ、天長二年十二月四日に現任のまま卒去した。加賀国守は当初から兼任で、天長元年八月段階では既に現任である。右の一連の史料によって、次のような行政手続きが確認出来る。

(1) (日付不詳) 越前国守解

←理由①—交通不便である。

←又、理由②—郡司等に任意で収奪され逃亡が絶えない。

←又、理由③—国内の巡回が思うにかませない。

(2) 弘仁十四年(八二三)二月三日太政官謹奏

←判定—越前国の振興が必要、天皇裁可

(3) 弘仁十四年三月一日太政官符式部省

←国の等級・人事関係

(4) 弘仁十四年六月

←構成要素の具体的確定

(追加) 天長二年(八二五)正月十日—国の等級変更(人員配備の増加等)

以上が手続きのすべてではないだろうが、既存の国を分割して新たな国を建てるに当たつての、各種の必要案件が網羅されていると思われる。

『類聚三代格』卷第五分置諸国事には、さらに

・「摂津職」の停廃（延暦十二年三月九日）

・「筑前国司」の再置（大同三年五月十六日）

・「多祢嶋」の停廃（天長元年九月三日）

の三例を載せる。加賀国の事例に比べると、単独の法令のみが採られ、詳細は不明とせざるを得ないが、直接行政手続きに関わる部分に注意して順次見てみる。

「摂津職」の停廃（5）については、桓武天皇の勅（①）により、右大臣藤原継縄が宣（②）した内容（「職」を「国」に改めること、それに伴い季禄と月料を停止すること）が、太政官符によつて、摂津国・式部省を含む関係各部署に傳達されたもの（③）と見られる。畿内の重要地点を管轄するため、地方行政機関として「国」の上位にある「職」に位置づけられていたが、実質国司の職務と異ならないので、冗費削減のため職務の読替が為されたと理解できる。伴う付帯事項も少なかったであろう。

また、「筑前国司」の再置については多少の変遷があるが、大宰府管内という特殊事情が背景にあり、通常地域と同列に語ることはできない。

・延暦一六年（七九七）筑前国廃止

←

・大同元年（八〇六）大宰府の監典二増員

←
・大同三年（八〇八）五月一六日太政官謹奏により国司大少目各一員を転籍

という変遷を辿っており、むしろ『類聚三代格』では次項の「加減諸国官員并廢置事」に含まれるべき内容になるだろう。実質的な事務を大宰府が兼帯しており、本質的な「廢止」とも異なる。

さらに、「多祢嶋」の停廢（6）については、大きくは二つの観点から停廢止が検討されたようで、①海洋中の孤島なので周囲に攻撃されるような他国がなく、②税収よりも役人の給与の方が多きこと、が理由とされている。特に経済的な事由が問題であったようで、停廢後の処置に関しても具体的な指示が示されている。文書事務については

←
天長元年（七三三）二月十一日太政官符

←
（参議大宰大貳從四位下）小野峯守等解

←
勅

←
右大臣（藤原冬嗣）宣

←
天長元年九月三日太政官謹奏

ここで問題なのは、『類聚三代格』の記事は「分置諸国事」であって、「郡」段階での「廢置国郡」と同列には語りにくいこと、时期的にも平安期で、強いて言えば「養老令」制下の事例であって、「大宝令」制とは基本的な内容

が変質しているのではないかということであろう。
 以上のような問題関心から、七世紀後半～十世紀初頭の時間軸に従って「廃置国郡」を整理をしてみると次表のようになる(7)。

表 「廃置国郡」の実態(1) 国

No.	年 月 日	記 事
1	天武九	駿河国―(2郡分割)―伊豆国③
2	大宝二・三・一二	越中国―(4郡分割)↓越後国②
3	和銅五・九・二三	陸奥国・越後国―(分割)↓出羽国②
4	和銅六・四・三	丹波国―(分割)↓丹後国③
5	同右	備前国―(分割)↓美作国③
6	同右	日向国―(分割)↓大隅国②
7	靈龜三・三・二七	和泉監―(廃止)↓和泉国①
8	養老二・五・二	越前国―(分割)↓能登国③
9	同右	上総国―(分割)↓安房国③
10	同右	陸奥国・常陸国―(分割)↓石城国②
11	同右	陸奥国―(分割)↓石背国②
12	養老五・六・二六	信濃国―(分割)↓諏訪国③

2 5	※	2 4	2 3	2 2	2 1	2 0	1 9	1 8	1 7	1 6	1 5	1 4	1 3	1 2
天長元・九・三	弘仁一四・六・四	弘仁一四・三・一	大同三・五・十六	延暦一六・・	延暦一二・三・九	同右	同右	宝字元・五・八	勝宝四・一・三	天平一五・二・一二	同右	天平一三・一二・一〇	天平一二・八・二〇	天平三・三・七
多祢嶋― (併合) ↓大隅国②	加賀国― (分割) ↓能美・石川郡③	越前国― (分割) ↓江沼・加賀郡③	大宰府― (分立) ↓筑前国②	筑前国― (併合) ↓大宰府②	摂津職― (改編) ↓摂津国①	河内国― (分立) ↓和泉国①	上総国― (分立) ↓安房国③	越中国― (分立) ↓能登国③	越後国― (分立) ↓佐渡国③	佐渡国― (併合) ↓越後国③	能登国― (併合) ↓越中国③	安房国― (併合) ↓上総国③	和泉監― (併合) ↓河内国①	諏方国― (併合) ↓信濃国③

右の事例がすべて同質・同等の比較の俎上になるか問題は残る。郡の編成にも共通することであるが、地域的な分布に関しては、①畿内近国、②東山道北辺部・西海道南辺部、③その他と区分できる。①が「都城」や「駅路」の完

成度を高める整備に伴うもので、②が行政区分の未実施に伴う編成開始に関する事例としてよければ、問題なのは③に関する事例になるであろう。個々の多様な事情が想定されるが、律令制度の貫徹に不都合な共通した事由があったとみられる。

国レベルの改編は、一般的に大規模になるため、対象地は②東山道北部・西海道南部の辺境を除くと、事例がやや少なく、時期的にも「国―郡―郷」制の整備過程である8世紀前半段階にほぼ限られる。丹後半島・房総半島・能登半島の半島関係以外では、東山道の諏方国と山陽道の美作国に限られる。そして、同一時・同一地点に関する「分立―併合―分立」という形式が目立つのは、類似した地域情勢を抱えていたのである。逆に言えば、8世紀以後の政権にあつては、多くの地域で7世紀以前の枠組みを容易には変えることができなかつたことになる。

この間の行政上の重大な変更点としては、前述の通り基本法令が大宝律令から養老律令に移行したことであろう。『令集解』に収録された「古記」によつて知られる、大宝律令と養老律令との間の具体的な変更点は、若干の字句の異同に留まるとされているが、藤原不比等主導により非常に短期間で改定を余儀なくされたこと、及びそれが長らく実施されずに留め置かれたことは、現状では詳細不明であるが、いずれかの勢力にとつて決定的な何らかの不都合があつたからではなかつたか。領域支配に関わる「廃置国郡」なども、そのような問題に関係していた可能性がある。

表 「廃置国郡」の実態(2) 郡

No.	年月日	記事
1	大化五	下総海上クニ・常陸那珂クニ―(分割)―常陸香島評③
2	同右	常陸茨城クニ・那珂クニ―(分割)―行方評③

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
和銅六・九・一九	和銅四・四・九	和銅四・三・六	和銅二・一〇・八	和銅二・二・二〇	和銅元・九・二八	大宝二・三・二三	天武一	天智三	斉明四	同右	同右	同右	同右	孝徳朝	同右	同右	同右
摂津国川辺郡 (分割) ↓ 能勢郡 ①	大和国芳野監 (改編) ↓ 芳野郡 ①	上野国甘楽・緑野・片岡郡 (分割) ↓ 多胡郡 ③	備後国鞆田郡・品治郡 (分割) ↓ 甲努郡 ③	遠江国長田郡 (上・下分割) ↓ 長(田)上・長(田)下郡 ③	越後国 (分割) ↓ 出羽郡 ②	近江国蒲生郡 (移動・分立) ↓ 美濃国多伎郡 ①	越国 (移動) 某評 ②	伊勢国多気評 (分割) 飯野評 ③	因幡国水依評 (改編) 高草評 ③	下総国 (分割) 匝瑳評 ③	肥前国神崎評 (分割) 三根評 ③	播磨国揖保評 (分割) 宍禾評 ③	伊勢国 (分割) 多気評 ③	伊勢国 (分割) 度会評 ③	常陸筑波クニ・茨城クニ (分割) 信太評 ③	常陸多珂クニ (分割) 陸奥石城評 ③	常陸多珂クニ (分割) 常陸多珂評 ③
→ ← 淨 御 原 令 制																	

3 8	3 7	3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1	3 0	2 9	2 8	2 7	2 6	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1
天平五・一二・二	天平二・五・二八	養老六・二・一六	同右	同右	同右	同右	養老五・四・二〇	養老四・一・二七	養老三・四・二六	養老二・五・二	養老元・二・二六	靈龜二・九・二三	靈龜二・五・一六	同右	靈龜元・一〇・二九	靈龜元・七・二九	和銅六・一二・二
陸奥国(雄勝村) (分割) 雄勝郡②	陸奥国(田夷村) (分割) 遠田郡②	遠江国佐益郡 (分割) 山名郡③	周防国熊毛郡 (分割) 玖珂郡③	備後国安那郡 (分割) 深津郡③	備前国邑久・赤坂郡 (分割) 藤原郡③	佐渡国雑太郡 (分割) 羽茂郡②	佐渡国雑太郡 (分割) 加茂郡②	河内国堅上郡・堅下郡 (併合) 大県郡①	志摩国塔志郡 (分割) 佐芸郡③	常陸国多珂郡 (分割) 石城国菊多郡②	信濃・上野・越前・越後国 (移動) 出羽郡②	信濃・上野・越前・越後国 (移動) 出羽郡②	駿河・甲斐・上総・下総・常陸・下野国 (移動・分立) 武蔵国高麗郡③	陸奥国 (分割) 某郡②	陸奥国 (分割) 気仙郡②	尾張国 (移動・分立) 美濃国席田郡③	陸奥国 (分割) 丹取郡②
大 宝 令 制																	
← 郷 里 制 実 施 時 期 →																	

5 6	5 5	5 4	5 3	5 2	5 1	5 0	4 9	4 8	4 7	4 6	4 5	4 4	4 3	4 2	4 1	4 0	3 9	
同右	弘仁一四・六・四	同右	同右	弘仁二・正・一一	延暦二三・一一・二三	同右	同右	延暦一八・三・七	延暦七・六・七	同右	延暦四・四・七	景雲元・一・一・?	神護二・五・二三	同右	宝字三・九・二六	宝字二・八・二六	勝宝七・五・一九	
加賀国江沼郡 (分割) 能美郡 ③	越前国丹生郡 (分割) 今立郡 ③	陸奥国 (分割) 斯波郡 ②	陸奥国 (分割) 稗縫郡 ②	陸奥国 (分割) 和我郡 ②	出羽国 (分割) 秋田郡 (元の秋田城) ②	陸奥国 (分割) 小田郡 ②	陸奥国登米郡 (廃止) 新田郡 ②	陸奥国讚馬郡 (廃止) 新田郡 ②	陸奥国富田郡 (廃止) 色麻郡 ②	備前国和气郡 (分割) 磐梨郡 ③	陸奥国 (分割) 階上郡 ②	陸奥国 (分割) 多賀郡 ②	陸奥国 (分割) 栗原郡 (元の伊治城) ②	備前国邑久・赤坂郡、美作国塩田村 (移動) 備前国藤野郡 ③	陸奥国 (分割) 平鹿郡 ②	陸奥国 (分割) 雄勝郡 ②	武蔵国 (分割) 新羅郡 ③	大隅国 (菱刈村) (分割) 菱刈郡 ②
																		→ ←

養 老 令 制

7 4	7 3	7 2	7 1	7 0	6 9	6 8	6 7	6 6	6 5	6 4	6 3	6 2	6 1	6 0	5 9	5 8	5 7
元慶五・一〇・五	同右	貞觀一八・三・九	貞觀一二・一二・八	貞觀八・一一・八	同右	貞觀五・五・二六	貞觀二・三・二	貞觀元・五・四	同右	齊衡二・閏四・一九	承和一〇・五・八	承和八・八・二三	承和四	天長二・七・一〇	同右	天長元・九・三	同右
遠江国磐田郡― (分割)―山香郡③	肥前国松浦郡― (分割)―下近郡③	肥前国松浦郡― (分割)―上近郡③	飛驒国大野郡― (分割)―益田郡③	伊予国宇和郡― (分割)―喜多郡③	美作国苫田郡― (分割)―苫西郡③	美作国苫田郡― (分割)―苫東郡③	阿波国美馬郡― (分割)―三好郡③	肥後国合志郡― (分割)―山本郡③	美濃国武儀郡― (分割)―郡上郡③	美濃国多芸郡― (分割)―石津郡③	石見国美濃郡― (分割)―鹿足郡③	土佐国香川郡― (分割)―高岡郡③	美濃国安八郡― (分割)―池田郡③	若狭国遠敷郡― (分割)―大飯郡③	大隅国益救郡― (廃止)―熊毛郡②	大隅国能満郡― (廃止)―馭謨郡②	加賀国加賀郡― (分割)―石川郡③

7 5	仁和二・一一・一一	出羽国最上郡―(分割)―村上郡②
7 6	寛平八・九・一五	阿波国名方郡―(分割)―名東郡③
7 7	同右	阿波国名方郡―(分割)―名西郡③
7 8	延喜三・八・一三	三河国宝飯郡―(分割)―設楽郡③
7 9	延喜六・正・二〇	陸奥国安積郡―(分割)―安達郡②

郡の改編に関しては、国の段階とは異なっており、史料で確認できる各時期を通じて実施されている。平安中期以降にも、郡の基本的性格の変質に連動して、多数実施されるのは後述する通りである。為政者にとって、枠組みとしての「国」はやや硬質な制度であり、「郡」はやや軟性のものであったと理解できる。それは、「国〳〵国司」・「郡〳〵郡司」という支配の最終責任の帰属の問題に関係している。

また、記事の頻度は非常に高いが、具体的な手続き等に関する情報はかえって非常に少ない。上野国多胡郡の設置の場合は、そうしたなかでは例外的に詳細な内容が推測できる史・資料に恵まれているが、一部に意味不明の字句が含まれており、そのことが逆に特殊性を際立たせることになっている。個々の事例の内容の、さらなる掘り下げが是非とも必要である。

そのような傾向のなかでも、顕著な時期的偏差があることは、「廃置国郡」という政策が、政権中枢の特定の人物群の意向と、密接な関連があったことを想像させる。また地域的偏差があることは、中央と地方の双方向的に、特定の利害関係が作用していたとみられる。そうした利害関係の頂点に位置する「天皇―為政者集団」単位で、各「廃置国郡」の事例を整理し直してみると次表のようになる。

表 為政者による「廃置国郡」の頻度

天皇	主たる為政者	「廃置国郡」
文武	阿倍御主人・石上麻呂・藤原不比等・紀麻呂・大伴安麻呂・粟田真人・高向麻呂 穗積親王・石上麻呂・藤原不比等・大伴安麻呂・粟田真人・小野毛野・阿倍宿奈麻呂	越後国(置) 美濃国多伎郡① 越後国出羽郡②
元明	同右 同右(和銅二年より長屋王非参議)	遠江国長上・長下郡③ 備後国甲努郡③ 上野国多胡郡③ 大和国芳野郡① 出羽国(置)
	同右	丹後国(置)
	同右	美作国(置)
	同右	大隅国(置)
	同右	摂津国能勢郡①
	同右	陸奥国丹取郡②
	同右	美濃国席田郡③
	同右	陸奥国気仙郡②

→

<p>同 右 (養老五年多治比三宅麻呂參議、養老六年より阿倍広庭參議)</p>	<p>遠江国山名郡③ 陸奥国遠田郡② 諏方国(廢) 陸奥国雄勝郡② 和泉監(廢) 安房国(廢) 能登国(廢) 佐渡国(廢)</p>
<p>聖武 舍人親王・大伴旅人・藤原房前・藤原武智麻呂・阿倍広庭・多治比畠守・大伴道足</p>	<p>陸奥国新羅郡③ 陸奥国雄勝郡② 陸奥国平鹿郡② 備前国藤野郡③ 陸奥国栗原郡②</p>
<p>淳仁 橘諸兄・藤原豊成・藤原仲麻呂・多治比広足・大伴兄麻呂・石川年足・藤原清河・橘奈良麻呂</p> <p>同 右</p> <p>藤原仲麻呂・藤原永手・石川年足・文室知努・大伴兄麻呂・巨勢堺麻呂・藤原清河・藤原八束</p> <p>同 右</p> <p>同 右</p> <p>同 右</p> <p>同 右</p> <p>惠美押勝・藤原永手・石川年足・文室知努・大伴兄麻呂・藤原清河・藤原八束・藤原御楯</p>	<p>大隅国菱刈郡② 能登国(置) 安房国(置) 和泉国(置)</p>
<p>称徳 道鏡・藤原永手・吉備真備・白壁王・弓削清人・藤原清河・石川豊成・文室大市・中臣清麻呂</p> <p>藤原永手・吉備真備・白壁王・弓削清人・藤原清河・石川豊成・文室大市・中臣清麻呂</p>	<p>陸奥国新羅郡③ 陸奥国雄勝郡② 陸奥国平鹿郡② 備前国藤野郡③ 陸奥国栗原郡②</p>

桓武	藤原是公・藤原繼繩・藤原小黒麻呂・藤原種繼・大伴家持・藤原家依・佐伯今毛人 石川名足	陸奥国多賀郡②
	同 右	陸奥国階上郡②
	同 右	備前国磐梨郡③
	藤原繼繩・藤原小黒麻呂・神王・紀古佐美・老志濃王・石川真守・大中臣諸魚・藤原雄友	摂津国(置)
	神王・老志濃王・和家麻呂・藤原雄友・藤原内麻呂・藤原乙叡・紀梶長・藤原繩主	陸奥国色麻郡②
	同 右	陸奥国新田郡②
	同 右	陸奥国小田郡②
	同 右	出羽国秋田郡②
嵯峨	藤原内麻呂・藤原園人・藤原葛野麻呂・藤原繩主・菅野真道・文室綿麻呂・藤原緒嗣・吉備泉	陸奥国和我郡②
	同 右	陸奥国稗縫郡②
	同 右	陸奥国斯波郡②
	藤原冬嗣・文室綿麻呂・藤原緒嗣・良峯安世・藤原貞嗣・藤原三守・春原五百枝	加賀国(置)
	同 右	越前国今立郡③
	同 右	加賀国能美郡③
	同 右	加賀国石川郡③
淳和	藤原冬嗣・藤原緒嗣・良峯安世・藤原貞嗣・藤原三守・春原五百枝・多治比今麻呂・直世王	多祢嶋(廢)
	同 右	大隅国馭謨郡(廢止)②
	同 右	大隅国熊毛郡(廢止)②

醍醐	同右	藤原時平・源光・藤原国経・藤原有実・藤原定国・源貞恒・藤原有穂・源堪・平惟範	陸奥国安達郡②
宇多	同右	藤原良世・源能有・藤原時平・源光・菅原道真・藤原国経・藤原有実・源直・源貞恒	阿波国名東郡・名西郡③
光孝	同右	藤原基経・源融・源多・藤原良世・藤原冬緒・在原行平・源能有・藤原山陰・源冷・源光	出羽国村上郡②
陽成	同右	源融・藤原氏宗・藤原基経・源生・南淵年名・源多・藤原常行・三春善繩・大江音人	遠江国山香郡③
清和	同右	藤原良房・源信・藤原良相・安倍安仁・藤原長良・橘峯繼・平高棟・伴善雄・藤原氏宗	美作国苫東郡・苫西郡③
文徳	同右	藤原良房・源信・藤原良相・源定・安倍安仁・源弘・藤原長良・橘峯繼・平高棟・伴善雄	美濃国石津郡③
仁明	同右	藤原緒嗣・源常・藤原愛発・藤原吉野・橘氏公・藤原良房・源信・三原春上・朝野鹿取	美濃国鹿足郡③
	同右		美濃国池田郡③
	同右		石見国鹿足郡③
	同右		美濃国郡上郡③
	同右		美濃国郡上郡③
	同右		肥後国山本郡③
	同右		阿波国三好郡③
	同右		伊予国喜多郡③
	同右		飛騨国益田郡③
	同右		肥前国上近郡・下近郡③
	同右		若狭国大飯郡③
	同右		土佐国高岡郡③

行政区分の編成作業が、国家にとって最も大きな問題であったのは、全国のかなりの範囲に及んだであろうという点で、「国―評―里」制段階、ないしそれに先行する「(国―)評―五十戸」制への編成段階であったろう。「国―評―里」制や「国―郡―里」制への移行は、前組織の読替で事足りたはずである。それを大宝令という基準に基づいて修正したのが和銅期までの作業である。畿内近国に集中する特定・特殊な「―上―下」型の編成を含み、問題の地点が多かった。

大宝令が実施された文武天皇以降の歴代天皇では、孝謙天皇・光仁天皇・平城天皇の各時代には、「廃置国郡」の事例が全くない。国レベルの改廃は、淳和天皇の「多祢嶋」の廃止事例が最終であるが、設置の事例では嵯峨天皇の「加賀国」設置が最終となる。

初期の段階の藤原朝臣不比等は、地域支配に特に熱心な政治家であり、その系譜を引く藤原氏の関係者の意向が「廃置国郡」に密接に関わっているという理解がある(8)が、郷里制実施時期に政権を掌握していたのは長屋王であり、藤原不比等の薨去後も同様の政策が実施され続けた。どの段階から長屋王の発言権が増大したのかも問題だが、早くも和銅二年(七〇九)には政権の中枢に在り、藤原不比等と共に政策遂行に関与していた可能性がある。長屋王の変終息後、同様の政策は全く停止し、郷里制も簡略化(9)されてゆくの見れば、両者のある程度の共通認識で政策遂行していた可能性があり、少なくともその部分での意見の相違は少なかったのではないか。

藤原不比等と、武智麻呂との親子関係も微妙である。永らく弟の房前の後塵を拝した武智麻呂は、長屋王の変後に主導権を獲得する。そして、父不比等と長屋王の方向性の一致した、一連の地域編成政策を次々と解消するのである。史料上明記されるわけではないが、武智麻呂の採用した一連の政策は、地域支配組織の簡略化と併行して実施されたものであろう。

武智麻呂政権の下で一定の再編成が済んだ後、二十年以上もの間「廃置国郡」に関する政策は史料上確認できない状態が続く。淳仁天皇の段階で政権を掌握した藤原仲麻呂は、祖父不比等の業績を顕彰する形で、養老律令の施行を実施する。「廃置国郡」の再開も、この流れの延長上に位置づけられるものだろう。東国地域からの柵戸を、楽遷規定に基づいて東北地方に送り込んでいたが、その内実が判明するにつれて良民を動員できなくなり、移民の質が低下したこともあってトラブルが続出した。その一方で、これまで断続的であった陸奥国地域への編成が進行し、関連記事の頻度が高くなる。元城柵の「郡」という記述が目立つ。その分地域住民との軋轢を生じ、征夷戦争の実行へと傾斜してゆくことになる。その段階の政権の関心の方向性を示すといえるだろう（10）。

国の設置の最終事例となる、嵯峨天皇段階の加賀国設置も画期的である。以後、一転して陸奥国地域の編成に関する記事がほとんど見えなくなり、地域的な傾向を指摘できなくなる。九世紀後半段階に多くの記事が残されている郡司の定員増加の問題について、瀬戸内海沿岸諸国に偏ることから、治安の悪化に伴う海賊対策の意味があるのではないかとの理解もある。藤原良房や藤原基経は、この時期の政権の中枢付近に位置していたため、多くの「廃置国郡」の政策実施を見守ったと思われるが、積極的に関与したかどうかは不明である。

清和天皇の代に実施された美作国苫田郡の東・西分割は、年代の確定しているこの型の地域編成の最古の例である。その後も類例を増やしていくが、「国府」所在郡のような各国を代表する大規模な郡で実施され、徐々にそれ以外の郡にも拡散していった。但し、その段階では、郡司の定員増加が重ねられたにも拘わらず任命希望者が減少しつつあった。郡の性格そのものが大きく変化し、徴税優先の別名的実体になっていたのである（11）。

以下、各地域・事例の概要について「畿内七道」の地域順に逐次検討してゆきたい。なお、「五畿内七道」の地域行政区分の確立は、八世紀でも半ば過ぎで、特に「駅路」の敷設を基軸とする命令伝達が十分機能するのは、都城（平

城京・平安京)の定着後になるのは明らかである。従って、同時代性の問題が常について回るが、ここでは便宜的にそれ以前の地域編成に関しても併用して表示する。

2、畿内地域の事例

①大和国(地域編成分としての「上・下」)

八世紀代の大和国には、聖武朝などを中心に多少の変遷はあったものの「平城京」が存続し、通常の行政区分とは異なる左京・右京・条・坊などが機能していた。その関係で、他地域の「郡」のような行政区分の改編は、ほぼ七世紀代に遡及すると見られる。「郡」段階の改編についても「上・下」型の分割が集中するという、かなり特徴的な動きを示す。現状では、具体的な実施時期に関する情報が決定的に不足しているが、「上・下」型の分割に関しては、次表に示すように畿内地域の大宝令施行直後と想定される段階での郡の分割の事例に集中するのである。

表 畿内の「上・下」分割

国名	I	II	III	IV	V	『倭名類聚抄』郷名
大和	添県	所布評	(所布郡)	所布上郡 所布下郡	添上郡 添下郡	山村・楯中・山邊・柳生・八島・大岡・春日・大宅 村国・佐紀・矢田・島貝
葛城県	()	(葛城郡)	忍海郡 葛城上郡 葛城下郡	忍海郡 葛上郡 葛下郡	津積・園人・中村・来栖 日置・高宮・牟婁・桑原・上島・下島・下島・太坂・楯原・神戸・余戸 神戸・山直・高領・賀美・蓼田・品治・当麻	

撰津	河内								
三嶋県 竹村屯倉	(大県)								
(三嶋評)	()								
(三嶋郡)	(大県郡)								
三嶋下郡	三嶋上郡	堅下郡	堅上郡	磯城下郡	磯城上郡	廣瀬郡	廣瀬郡		
島下郡	島上郡		大県郡	城下郡	城上郡	廣瀬郡	廣瀬郡		
新野・宿入・安威・穂積	濃味・児屋・真上・服部・高上		島坂・鳥取・津積・大里・巨麻・賀美	賀美・大和・三宅・鏡造・黒田・室原	辟田・下野・神戸・大市・大神・上市・長谷・恩坂	城戸・上倉・下倉・山守・散吉・下句			

※1 時期区分の目安は、Ⅰ：評制以前・Ⅱ：評制期・Ⅲ：大宝令制定前後・Ⅳ：Ⅴ：『和名抄』段階

※2 史料上明証のないものは()で示す。※3 直接的につながらないものについても便宜的に実践でつないでいる。以下、同じ。

これらの地点に共通するのは、八世紀初頭当時の現政権の直接契機としての、六世紀前半に始まる継体天皇に連なってくるような、前代の重要支配組織(県・屯倉)が所在した地点である。これらの施設の改編に関する史料がほとんど存在しないのは、あるいは意図的に削除されたとも考えられるほど徹底している。本来七世紀段階ですべて片付いているはずの政策の遂行が、中央においてさえなお不徹底に終わっていることに関係しているのではないか。これらの地点の人的結合が、現政権に親和的であればあるほど、大きな利益の削減につながるような政策が徹底できなかつた可能性がある。そこで、世代交代や大宝令という画期的な根本法令の新規公布を機会に、改めて完全実施に踏み切った事例であるのではないか。

右の事例の存在は、全国的に分布するその後の「廃置国郡」の対象となった、各地点に関して示唆するものがある

だろうし、東海道に属する遠江国長(田)上郡・長(田)下郡、相模国足(柄)上郡・足(柄)下郡の内容に関して
も同様な事情が想定できると考える。

また、藤原官跡出土木簡によって七世紀代の情勢が明らかになりつつあるが、広瀬郡付近にかつて「飽波評」が存
在したことが知られている(12)。伊場木簡の「駅評」の例なども同様である。大きな勢力の存在を前提とする大
規模な「評」がある一方で、機能重視の小規模な「評」も併存していたらしい。各地域の諸事情を直接反映した「評」
には必然的に規模の不均等があり、そうした不均等を解消する意味で、「評」の実施期間が短期間にもかかわらず改
めて国郡里制が導入実施されたとみられる。各地の拠点的広域「評」と機能的地点「評」との解消が、次の段階の重
要な政治課題となっていたのである。

大和国全体から見ると大和盆地周辺は北西のほんの一部分であり、山間地にある添上郡・山邊郡・宇陀郡の占める
面積は広大である。とりわけ南辺に位置する吉野郡は、大和国全体の半分にも及ぶ大きさである。その大半は深山で
あり、古代人に活動の場とされていた場所は限られていた。北半部の活発な改編に比べると、周辺地域の土地利用は
は狭い分野に限られていた。

『倭名類聚抄』郷名では、吉野郡の構成郷名は「賀美(上)・那珂(中)・資母(下)・吉野」の四であり、郡の等
級を上げるために、基本二つの某実体のうちひとつを三分割したものである。北西に隣接し、同じ山間地の宇智郡
もほぼ同様の構成になっている。

『続日本紀』和銅四年(七一)四月甲申条は、直接立郡の事実を記載してはいない。「大倭国芳野郡始置大少領
各一人。主政二人。主帳二人」という郡司の人事が重視されている。郡の等級は、郡司の構成員数から言えば「上郡」
であり、知られる郷数と合わない。地理的には「国」相当の巨大な面積を有し、管内に「吉野離宮」を抱えるための

特殊措置であろう。

その特殊措置は、和泉監の設置と同じ靈龜二年（七一六）頃とされる時期に「芳野監」として顕現するが、天平十年（七三八）頃廃止されたと想定される。和泉監は一旦河内国に併合されるが、天平宝字元年に和泉国として復活する。これに対し芳野監の方は、史料上から徐々に消失する形になっている。

② 山背国（葛野郡の分割）

かつて黛弘道氏は、『続日本紀』大宝元年四月丙午条に見える山背国葛野郡の四神のうち、月読神・木嶋神は「延喜神名式」でも葛野郡所属だが、樺井神は綴喜郡に、波津賀志神は乙訓郡にそれぞれ属することから、大宝令以前の山城盆地一円（葛野・愛宕・紀伊・乙訓・久世・宇治）は葛野で包摂され、それが分割されて八世紀以後に知られる形となったという試案を提示した（13）。その後、藤原官跡の発掘調査が進展し「弟国評」と記された木簡が確認されたため、大宝令施行時という分割時期については撤回されたが、浄御原令制下での広域葛野評の分割という基本線は再論補強している。

右の木簡の出土により、山背国に関する既往の黛説が成立する可能性は、ほとんどなくなった状態である。但し、前述のように七世紀代の広域評を分割して、地域再編成が行われたと見られる事例は、各地にそれなりあって、可能性は絶無とまでは断定できないと考える。秦氏の居住した葛野評の重要性を考慮すれば、黛説成立の余地はあると思われる。

③ 河内国と摂津国・和泉国（摂津職・和泉監の設置と廃止等）

俗に「撰・河・泉」と一括される地域の編成は、畿内では最も活発なものであった。重要な政治的施設が集中し、外国の使節を含む全国各地の多くの人や物が絶えず集散している「難波津」を中心とした地域なればこそであろう。そしてその中核は、河内国であつたと思われる。改廃を繰り返す三国周辺にあつて、一貫して「河内国」であり続けたからである。管郡数は、撰津国（一三）・河内国（一四）・和泉国（三）で、和泉国がかなり小さい。人口に直結する国毎の郷数は、撰津国（七〇）・河内国（八〇）・和泉国（二四）である。その改廃の過程を整理すれば、次表のようになる。

表 撰津国・河内国・和泉国の改編過程

年・月・日	撰津国	河内国	和泉国
天武六・十	※古くは「津国」と称した。天武朝頃分立 丹比公麻呂を「撰津職大夫」とする	【錦部 2・石川 4・古市 4・安宿 3・ 大泉 6・高安 4・河内 7・讃良 5・ 茨田 8・交野 6・若江 7・渋川 5・ 志紀 8・丹比 11】	【大鳥 10・和泉 10・日根 4】
靈龜二・三・二七 靈龜二・四・一九 天平一二・八・二〇			
河内国和泉・日根郡―（分割）↓珍努宮に供する 十大鳥郡↓和泉監設置 河内国↑（廃止）―和泉監			

宝字元・五・八 景雲三・十・ 神護景雲四・八・ 延暦一二・三・	摂津職 (廃止) ↓ 摂津国	(能登国・安房国と同時) (設置) ↓ 和泉国 (詔) 河内国 ↓ 河内職 河内職 ↓ 河内国	
--	------------------	---	--

河内国の部分として摂津「職」があり、和泉「監」があつたが、前者が「職」相当の組織（大夫一・亮一・大進一・少進二・大属一・少属二）を持つのに対し、後者は「司」に相当する内容（正・佑・令史・史生）を持っていた。いずれにしても、単なる国司ではなく京官であり、地方政治の内容も兼帯する形であつた。

なお、神護景雲三年（七六九）十月から同四年八月にかけて「由義宮」を「西宮」とし、これに供奉する形で「河内職」が設置される。「由義宮」は道鏡の出身に由来する若江郡に所在したとされるが、詳細は不詳である。いずれにせよ称徳女帝政権下の特例であり、摂津職のような行政機構としての実体がどの程度あつたかは明らかでない。

摂津国と河内国とは、畿内所属の行政区分として改廃が重ねられたが、その内容は大きく異なる。摂津国の場合が領域的な変動を伴わない「職」の改廃であるのに対し、河内国はその南部を分割して和泉監を設置した。もし大鳥郡・和泉郡が河内国に残っていれば、いずれも最大級の郡であり、国単位の地方政治には少なからぬ影響があつたものと思われる。「珍努宮」の運営という、国家的王権と直結した政策という点で特に注目される。こうした政治的構造は、七世紀以前の大王権力の所在の系譜上にも位置づけられるものであろう。

なお、摂津国に所属する三島評に関しては、北陸道方面から畿内地域に入った継体天皇が、最終的に落ち着いた同時代の重要拠点である。陵墓も造営され、その後もヤマト政権にとって特殊な場所であり続けたと見られるが、大宝

令制定前後の時期に「三島上郡・三島下郡」という形で分割されたことは前述したとおりである。

また、摂津国能勢郡の設置については、大宝令制定後の『続日本紀』和銅六年（七一三）九月己卯条に「摂津職言、河邊郡玖左佐村、山川遠隔、道路嶮難。由是大宝元年始建館舎、雑務公文、一准郡例。請置郡司。許之。今能勢郡是也（下略）」と見える。現地は河邊郡の北の山間地に位置し、丹波国桑田郡と国境で接する。大宝元年に「始建館舎」というのも注意される。隣接する丹波国では、同年の四月に丹後国が分割されており、最も新しい時期の「前・後」型の分割が実施されていた。その動きに連動する形で、「雑務公文、一准郡例」の新たな政治機能が設定されるというのも、非常に異例なことになるだろう。今後、能勢郡内で同種の遺構が確認されれば、年代の確実な事例となる。能勢郡は、「能勢・雄村・枳根」の三郷からなる小規模な郡であり、丹波国の国府所在郡である桑田郡へとつながる交通路沿いに集落が点在している。概ね山間地で構成され、条里型土地区画を遺すような水田可耕地が展開する余地はほとんどないので、交通に特化した機能を期待されていたと見られる。丹後国の分立によって、都城と丹波国府の連絡の必要から機能が強化された結果、立郡に至ったと考えられる。

3、東国地域の事例（東海道）

「東国」地域に時期的な偏差があることについて確認しておきたい。各種施設や行政区分の整備状況にも留意する必要があるが、

I ヤマトの東のすべての地「東方国」「関東」

←

II 東海道遠江国・東山道信濃国以東

III 相模国足柄坂・上野国碓氷坂以東

←
「廃置国郡」が問題になるのは「国郡」制や「道」制が問題になるⅡ段階であり、現在の関東地方よりもやや広範囲であることにまず注意すべきである。

周知のように、『常陸国風土記』の立郡（評）関係記事によつて、東国地域ではかなり動的な地域支配の組織及び人的集団への改変が、断行されたことが知られる。これらの一連の政策によつて、地域の政治勢力の変動を来したことは、当然想定されるだろう。その前提になるものの違いによつて、円滑に実施できた場合・できなかった場合などが発生したと見られる。ほとんどの地域で、徐々に整備された制度の読替えによつて、急な変化に見える改変でも、特に大きな混乱もなく整然と実施されたと見られる。しかし、全体の実施の数年後から再改編が必要な地点は、最初から何らかの不都合があつたような、矛盾に満ちた例外的な場所であつたと考える。

① 「長田郡」と「足柄郡」（地域編成区分としての「上・下」2）

「上・下」型の地域編成が、畿内地域を中心に、大宝律令制定に前後する比較的早い時期に実施されたことについては、前述する通りである。

遠江国「長田」郡の場合は、次表に示すように遠江国で非常に活発な地域区分の再編成が行われたことが知られており、その原因に関して米田雄介氏の理解（14）が既に示されている。米田によれば、

A 評制施行期において、地域の実情に基づいて評を成立させたが、規模の大小の差が著しく、均質な行政を行うには不都合が多かつた。

B 大郡を分割して中郡二郡を作ると、郡司の定員の総数は変わらないが、大・少領各一人が増え、待遇面で実質的

に改善され、地方豪族を国家権力支配機構に組み込むのに便宜があつた。

という二点が挙げられている。こうした理解は、非常に興味深い論点を含んでおり、一般的にはそのようなものであつたろう。但し、例外もなくはない。個々の郡の政治的な位置の違いによるのかもしれないが、全国的に見たとき実際には大郡であつても分割されない例のあることや、その逆で小郡を併合するといった事例が活発に行われたというようには見えないのである。もう少し個別的な地域の動向にまで立ち入って考える必要があるように思われる。

当面問題となる、長田郡の具体的な分割の記事は、『続日本紀』和銅二年（七〇九）二月丁未条に「遠江国長田郡。地界広遠。民居遙隔。往還不便。辛苦極多。於是分爲二郡焉。」と記されている。この記事を見る限り、郡を二郡に分割する理由は、郡域の広さであり、結果として引き起こされる部内の交通不便といったもののみが挙げられている。地理的な不便は広さだけでなく、天竜川（龜玉）河下流域という大河川の介在なども注意される。実際に直近だけでも、

（a）（前略）遠江国地震。山崩壅龜玉河。水爲之不流。經數十日。潰流没敷智。長下。石田三郡民家百七十余区。并損苗。（『続日本紀』靈龜元年五月乙巳）

（b）遠江国龜玉河堤決三百丈。役単功三十万三千七百余人。充糧修築。（『続日本紀』天平宝字五年七月辛丑）
のような記事がある。

遠江国の場合は、諸他の国々と異なり、藤原宮・平城宮出土木簡に留まらず、伊場遺跡出土木簡の存在などによって、古代の地域の様相―特に行政区分の変遷を比較的詳細に跡づけることができる。大宝令制定直後には、恐らく九郡で構成される国であつた。それが徐々に郡数を増やして、二百年ほど経過した『倭名類聚抄』段階には、十三郡にまでなつていた。その原因に関しては、幾つか想定できると思うが、先ず気候温暖であるうえ、たまたま有能な支配

層に恵まれ、順調に生産力を向上させていったというような事情があるだろう。気候が冷涼な東北辺境や、冬季の積雪が大きな日本海沿岸地域と大きく異なる点である。

表 遠江国内の古代の行政区分の変遷

m	l	k	j	i	h	g	f	e	d	c	b	a		
()	()		()	()		()		()	()	()	(某県)	()	I	
()	城飼評		()	()		()		長田評	荒玉評	()		淵評	II	
榛原郡	城甲郡		佐益郡	(周智郡)		石田郡		長田郡	龜玉郡	(引佐郡)		敷智郡	III	
		山名郡	佐益郡		山香郡	磐田郡	長田下郡	長田上郡			浜名郡		IV	
榛原郡：質治・駅家・榛原・大江・細江・神戸・松木・勝田・相良	城飼郡：加美・新井・荒木・河上・高橋・新野・朝夷・松淵・土形・狭東	山名郡：山名・倉田・宇知・信芸・萩戸・久努	佐野郡：山口・小松・邑代・幡羅・日根・駅家	周智郡：小山・山田・依智・大田・田腕	山香郡：大岑・与利・岐階・気多	磐田郡：飯宝・曾能・山香・入見・小野・千柄・高花・壬生・野中・久米・小各・飯宝・神戸・豊岡・駅家	長下郡：太田・長野・貫名・伊筑・幡多・大楊・老馬・通熊	長上郡：茅原・碧海・長田・川辺・蟾沼・老志	龜玉郡：三宅・碧田・霸多・赤狭	引佐郡：京田・刑部・滑伊・伊福	浜名郡：坂上・坂本・大神・駅家・贄代・英多・宇智	敷智郡：蛭田・赤坂・象島・柴江・小文・竹田・雄踏・尾間・和治・浜松・駅家		V 『倭名類聚抄』郷名

右の記事がすべてではないだろうが、天竜川を中心とする大小河川は、河口近くで川幅が広いうえ、流路が容易に定まらず、絶えず変動を繰り返して、一郡の行政区分を固定することが困難であったのではないかと考える。地形図などによって推定される旧地形も、人間の居住に適するのは、比較的高燥な微高地上に限られていたとみられ、特に（a）に具体的に見える各地域（「敷智。長下。石田三郡」）では、そうした自然的要因が、無視できないものとして、内在していたように思われる。

遠江国内の在地勢力の動向について注意してみると、「国造」の系譜を引いてくるようなものとして『先代旧事本紀』『国造本紀』には次の三例が掲載されている。

（1）遠淡海国造

志賀高穴穂朝。以物部連祖伊香色雄命児印岐美命。定賜国造。

（2）久努国造

筑紫香椎朝代。以物部連祖伊香色男命孫印播足尼。定賜国造。

（3）素賀国造

檀原朝世。始定天下時。從侍來人名美志印命。定賜国造。

時代的にやや開きがあるが、『別聚符宣抄』に引く延喜一四年（九一四）八月八日太政官符によれば、遠江国内には「国造田」が「十三町」あって。令制一「国造」当たり六町程度とされる割り当てで二「国造」強のものが用意さ

れていたことになる。「国造本紀」に見える国造の本拠地に関しては種々説が出されているようだが、

(1) — 浜名郡・引佐郡付近

(2) — 山名郡久努郷

(3) — 佐野郡内

のように考えられるらしい。(1)・(2)が共に物部氏関係者であるのが注目される。以上のうち山名郡は、『続日本紀』養老六年(七二二)二月丁亥条で、佐益(野)郡から分割されたことが知られる。物部氏の勢力を蚕食する蘇我氏の地域における動向の最終的な形の可能性がある(15)。この点に注意すれば、先の米田雄介の見通しに関する②は、非常な妥当性を帯びてくる。しかし、長田郡地域には(1)・(3)のような地域勢力の記載がない。

また、『万葉集』巻二十に「天平勝宝七歳(七五五)乙未二月相替遣筑紫諸国防人等歌」として採用されているものに、遠江国関係のものが七首ある。肩書・所属地域に注意して整理すれば次のとおり。

・国造丁 (長下) 物部秋持

・助丁 |

・主帳丁 (籠玉) 若倭部身麻呂

・火丁 |

・上丁 (山名) 丈部真麻呂、(山名) 丈部相、(佐野) 丈部黒当、(佐野) 生玉部足国、(長下) 物部古麻呂

岸俊男氏は、右の「国造丁」以下の防人の構成が国毎になされたものであり、その階層性などから、防人の編成が令制前の「国造軍」の遺制を継承している可能性があるとした。こうした見解は、直木孝次郎等に支持され有力説となった（16）が、一部に批判もある。

野田嶺志氏は、①掲載された人々の肩書きに防人の用語がない可能性があること、②すべて「丁」が付いていること、③防人軍が帝都集結以前には力役徴収扱いであったこと等を根拠に、防人軍が「国造軍」を前提に編成されていると考えることができないとした。さらに野田は、恐らく軍団制に先立つであろう防人軍の編成は、武力の質を基準として考え、手早く信頼できる兵士集団を求め行われたとする。律令国家の地域経営のために派遣され、既にその事業が一段落していた東国地域の軍事力が転用されて、以後慣例化したものであったという（17）。在地勢力の評価にもよるが、かかる理解によるならば、防人軍の前提として、伝統的在地豪族の存在を必ずしも想定する必要がなくなる。

出身地の地域的には、国府所在郡である磐田郡を取り囲む諸郡に集中している。山名・佐野両郡については、前掲の（2）・（3）の地域に該当する。鹿玉・「長田」両郡は、いち早く「評」として成立している。九世紀後半の実態とされる『倭名類聚抄』郷名を遡及させることにためらいも感じるが、鹿玉郡に「三宅」、長田（下）郡に「大田」とあって、本来その前段にミヤケが存在し、これを分割・再編成することによって「立評」が達成されたものと推定する。天竜川河岸にかつて存在したミヤケは、かなり大規模な領域的広がりを持っていたことになり、その行政的な影響力もまた、小さなものではなかったのではないか。その現地での具体的な経営者は、物部氏の一族であった可能性もある。逆に、その勢力を分断する形でミヤケが設置された可能性もある。

遠江国内の諸「国造」の勢力圏を分断する形で設定されたミヤケは、実体的には「評」制施工段階に第一次の分割

が行われ、律令制的な体裁を整えたものの尚十分とはいえず、大宝令制下に入ってさらに「長田」郡の分割という形で、追加の再編成が実施されたのではなかったか（18）。

『延喜式』頭注に分割の経緯を記すのは、遠江国磐田郡を分割した山香郡・三河国宝飯郡を分割した設楽郡である。特に後者は十世紀に入っており、「廃置国郡」によって実施された政策なのかどうか問題が残る。分割の事実のみ記すので、『延喜式』頭注の基本的性格も含め、事実関係の詳細に関しては後考に委ねたい。

一方、相模国「足柄」郡の場合も、「長田」郡と同様に東海道地域に属していた。その分割は「相模国封戸粗交易帳」の存在によって天平七年閏十一月十日より遡ることが知られる。但し、現状では「長田」郡のように分割時期を明示する記事はない。また、領域の広大さはあるが、地勢は比較的安定し、「長田」郡の場合のような自然環境的條件は基本的にない。

相模国の大宝令制定前の「在地首長」層の動向に関しては鳥養直樹氏の研究がある（19）。それによれば、三つの政治勢力が想定されるらしい。

(1) 相武国造：大住・高座郡

(2) 師長国造：余綾郡磯長郷周辺

(3) 鎌倉之別：鎌倉郡鎌倉郷

相模国域の諸勢力は、具体的な古墳群の分布などから推しても、いずれも強大なものとは言い難いが、比較的有力なものには相模川下流域などに占拠していた可能性があるらしい。こうした理解によっても、「足柄」郡は伝統的な在地勢力の空白が目立つ地域であった。

その一方で、『日本書紀』天武五年（六七六）四月辛亥条には

制。諸王。諸臣被給封戸之稅者。除以西国相易給以東国。

とある。この後の同十一年三月辛酉条なども問題となるだろう（20）が、ここで改めて想起されるのが「相模国封戸粗交易帳」の記載である。足柄郡関係の例は、

（イ）皇后宮食封：足下郡垂水郷

（ロ）舍人親王食封：足上郡岡本郷

（ハ）同 右 ； 足下郡高田郷

の三例が知られる。なお、皇后宮食封に関しては他に余綾郡中村郷、舍人親王食封について余綾郡に三郷分あると記され、それらは恐らく酒匂川下流域に比較的集中して設定されていたものと推定される。

右の二者は、いずれも全給封主である。復元によれば他に二名分あるらしいが、今のところ個人を特定するまでには至っていないようである。足上郡については、さらに「荒陵寺手印縁起」に「相模国足上郡大伴郷五拾烟」とあり、足下郡については天平一〇年（七三八）以降のことになるが「法隆寺伽藍縁起并流記資材帳」に「相模国足下郡倭戸郷五十戸」とある。『倭名類聚抄』郷名によつて知られる足上郡・足下郡の大半が、封戸郷で占められていたのである。

令制下の封戸を、どこに設定するかという基準がどのようなものであったかは、今のところ明らかにし得ないし、「相模国封戸粗交易帳」の成立年代が天平七年頃であるので、それが令制前の封戸のように「私的隷属関係」（21）をなお保持し続けていたということはいえないだろう。だが、全く無作為に選定されたのでもなさそうなことは、先

の『日本書紀』天武五年四月辛亥条でも明らかである。

全給封主を含む多数の封戸が設定されていた郡の運営が、通常の郡と比較してどのような違いがあったかは、よくわからない。皇后宮食封の性格(22)にもよるが、当時皇親の長老であった舍人親王の封戸が存在するという点を併せて考えるならば、天皇家のと深いつながりを想定せざるを得ない。有力な在地勢力の印象が薄いことを考慮すれば、それが前代から持ち越されていた可能性があり、足柄郡の分割もそのような前提で実施されたのではないか。

『日本書紀』大化二年(六四六)正月甲子条に

(前略)罷昔在天皇等所立子代之民。処々屯倉。及別臣連伴造国造村首所有部曲之民。処々田莊。仍賜食封大夫以上。各有差(後略)。

とあり、同大化二年三月壬子条には

皇太子便奏論曰。昔在天皇等世。混齋天下而治。及逮于今。分離天業。属天心我皇可牧万民之運。天人合心世惟新。是故広之尊之。頂戴伏奏。現為明神御八嶋国天皇。問於臣曰。其群臣連及伴造。国造所有昔在天皇日所置子代入部。皇祖大兄御名入部謂彦人大兄也及其屯倉。独如古代而置以不。臣即恭承所詔。奉答而曰天無雙日。国無二王。是故兼并天下。可使万民。唯天皇耳。別以入部及所封簡宛使丁。従前処分。自余以外。恐私驅使。故献入部五二〇口。屯倉一百八十一所。

という周知の記事がある。これらをどう読むかという問題はあるが、少なくとも律令体制の成立過程で、この種の問題が避けて通れない課題としてあったことは認められるだろう。それらの多くは、中央の執拗なまでの努力と、友好的な地方勢力の協力によってかなりの部分まで達成されたが、身内に深く関わる部分ほど手がつけられないで残ってしまったのではないか。

米田雄介氏は、外廷的ミヤケ（前期型屯倉）と内廷的ミヤケ（後期型屯倉）の存在は肯定するものの、史料上ミヤケが大化以降存続した形跡がないとして、大化二年にミヤケが全廃されたように理解する（22）。前者が多く「評」へ移行してゆくにしても、前者が後者に転化したものや、後者と性格付けされたものが即時に再編成されたとは考えにくいのではないか。「所有」↓「占有」というような内容の差があるとすると、「大化改新」の政治改革によって優位を確率し始めた天皇一族が、その立場を危うくする既得権の放棄を容易に選択したとは考えにくい。制度的ミヤケが解体・再編成されていったとしても、暫時的区分として残存し続けた場合もあったのではなからうか。「―上・―下」型の分割が採用された地点に関しては、特にそのような傾向が認められるのである。

以上考えてきた「―上・―下」型の郡の分割について、『和名類聚抄』によって知られる郷名の数では「―上」が「―下」を上回る傾向にあるが、一部例外もある。通常の郡の分割では、新設される郡の郷数が、分割された郡のそれを上回することは稀だが、『和名類聚抄』の史料性の問題もあつて断定はできない。郡名の由来となるような郷名の存在についても同様である。均等な分割を意図しながらも、地域の微妙な政治情勢によって変動することはあり得たのだろう。いずれにしても、和銅・養老期に行われる一連の「国・郡」の再編成のなかに含まれ、より厳密にはそれらに先だって、非常に短期間に限り実施されていることに、特段の注意をしなければならぬと考える。このことは、中央の政策的意図を如実に反映するものであり、同時期の他の諸例の内容に関しても示唆するものがあるといえるだ

ろう。

② 武蔵国（高麗郡と新羅郡）

高麗郡と新羅郡とは、時期を異にして武蔵国に設置された。高麗郡の設置については『続日本紀』靈龜二年（七一六）五月辛卯条に「以駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野七国高麗人千七百九十九人、遷于武蔵国始置高麗郡焉」と記されている。

このことに間接的に触れる関連記事として、『続日本紀』延暦八年（七八四）十月乙酉条の高倉朝臣福信の薨卒伝（二三）がある。高麗福信の初任が右衛士であること、春宮亮として内廷に近侍したことなど官人生活の初期や、改姓過程、最晩年の様子などの記事は他に見えず、その人となりさえ窺わせるものがある。

高麗福信の関与が明らかかな新羅郡の場合は、『続日本紀』天平宝字二年（七五八）八月癸未条に「歸化新羅人僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人、移武蔵国閑地。於是始置新羅郡」と記されている。その人員は総勢七十四名に過ぎず、到底一郡を構成するには足りない。僧尼が半数近くを占めることによって知られるように、一般班田農民の存在を前提として、寺院建立を重要な目標とするような、知識・技術者集団の入植を記す史料と考えられる。

そのように理解して良いとすれば、逆に同様の規模と構成員が知られる七世紀後半段階の、東国地域への渡来人の移配記事が注意される。

表 七世紀後半段階の東国地域への渡来人の移配

年・月・日	渡来人	移配	備考
-------	-----	----	----

天武天皇四・一〇・丙戌	唐人三〇口	筑紫↓遠江国	
持統天皇元・三・乙卯	投下高麗人五六人	↓常陸国	賦田受粟便安生業
持統天皇元・三・丙戌	投下新羅人一四人	↓下毛野国	賦田受粟便安生業
持統天皇元・四・癸卯	投下百濟僧尼男女各二二人	筑紫↓武藏国	賦田受粟便安生業
持統天皇二・五・戊午	百濟敬須德那利	↓甲斐国	
持統天皇三・四・癸未	投下新羅人	↓下毛野(国)	(那須国造碑)
持統天皇四・二・壬申	歸化新羅韓奈末許滿等一二二人	↓武藏国	
持統天皇四・八・乙卯	歸化新羅人	↓下毛野国	
靈龜元・七・丙午	投下高麗人五六人	尾張国↓美濃国	席田郡立郡
靈龜二・五・辛卯	高麗人一七九九人	駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野七国↓武藏国	高麗郡立郡
宝字二・八・癸亥	歸化新羅僧尼男女七四人	↓武藏国	新羅郡立郡

この直前の時期の渡来人の移配は、地点として近江国地域に限られ人数も大規模なので、後述する大津京の造営に加え、王権とともに移住を重ねる「都市」住民としての居住を運命付けられていた。一般公民として近江国に留まる者も少なくなかったが、八世紀以降にはそこを本籍地として、平城京・平安京の都城へ出仕し、能力と才覚によって頭角を顕す者も少なくなかった(24)。

右の典型的事例と目される高麗福信は、和銅二年(七〇九)に生まれた。靈龜二年(七一六)に一族とともに新設された武蔵国高麗郡に移住した後、相撲人として出仕した。天平十一年(七三九)に、三五歳で従五位下に叙せられ、

八一歳で薨去した時は、従三位にまで到達していた。度々武蔵国守に任ぜられ、天平宝字二年には新羅郡の設置に関わっている。第二の故郷として、特別な思い入れがあったのではないかと思われる(25)。

また、武蔵国高麗郡・新羅郡の設置に先立って、畿内の摂津国に設置されたのが百済郡であった。亡命中に故国が滅亡してしまった百済王氏を中心に構成されていた。八世紀以降の新置の郡との見方もあったが、藤原宮出土木簡等から、七世紀以前から存在した可能性(天智三年頃カ)が指摘されている。

なお、武蔵国に関しては、宝亀二年(七七二)の東山道から東海道への所属変更も、非常に大きな地域編成上のできごとである。『続日本紀』宝亀二年十月己卯条には「太政官奏、武蔵国雖属山道、兼承海道、公私繁多、祇供難堪。其東山駅路、発上野国新田駅、達下野国足利駅、此便道也。」とある。

右の記事に関しては「五ヶ駅」などをめぐって諸説ある(26)が、近年の「東山道武蔵路」とされる道路状遺構などの存在を踏まえれば、西方からの碓氷峠越えの東山道「駅路」が新田駅付近によりやく接続し、内陸を通過する公的な「駅路」が全通したのを承けて、東海道「駅路」も通過していた武蔵国が、最短の便路を採る形で所属変更に至ったものと思われる。

新田駅から武蔵国府に往復する不合理な通交方式が、当初からのものであるとは到底思われない。このことは、河川交通の方向性をトレスした「東山道武蔵路」が先行し、碓氷峠越えの東山道「駅路」が後発すると理解しなければならぬと思われる。東国地域の、八世紀前半段階の交通体系全体を、点検し直すべき時期にきているように思われるのである。

③房総半島(安房国の分立・併合)

養老年間は、各地で小規模な国が分立した特徴的な時期である。『続日本紀』養老二年（七一八）五月乙未条には「能登国・安房国・石城国・石背国」の分立記事が集められている。やや遅れて、養老五年には信濃国から「諏方国」が分立した。「安房国」については、「（前略）割上総国之平群・安房・朝夷・長狭四郡、置安房国（後略）」とあって、房総半島の先端部分が分割され「四郡」で設置されたことがわかる。この規模は、その後も変動がない。本来大きな開発余地があることを期待されてはいなかったろう。安房国の来歴に関しては『高橋氏文』に詳しい。

『続日本紀』天平一三（七四一）年一二月丙戌条は、国司の任官五人に続き「安房国并上総国。能登国并越中国」と簡単に記す。その日、上総国守に任官した紀朝臣広名は、巡り合わせて安房国併合の事務を取り仕切ることになっただろう。紀広名は、麻呂の子・広庭の兄で、直人の父である。天平一二年（七四〇）に外従五位下に叙位され、翌年上総国守に任官した。以下、各官に任官するが、確認できる位階は従五位下止まりである。天平一七年（七四五）に従五位下に昇叙、同一八年四月に大学頭任官、同年九月に少納言任官、天平勝宝元年に主税頭に任官、同六年皇太后葬送の造山作司に任官、天平宝字六年（七六二）に智部少輔に任官、天平神護二年（七六六）東海道巡察使に任官、神護景雲元年（七六七）式部大輔任官したと伝える。上総守は官歴の早い段階の官職であった。

また『続日本紀』天平宝字元年（七五七）五月乙卯条は「勅曰頃者。上下諸使。惣附駅家。於理不穩。亦苦駅子。自今已後。宜為依令。其能登、安房、和泉等国。依旧分立」とする。「上下諸使。惣附駅家」であることが、何故「於理不穩。亦苦駅子」となって、国を分立させる理由になるのか現状では不明だが、各国とも交通上の不都合によって再度分立に至ったことになる。逆に言えば、天平宝字元年頃まで活発な交通が見られなかった路線があったこととなる。「能登、安房、和泉等国」という組み合わせも、天平十二年度の「併合」の動きと連動するものであった。

相模国から上陸し、武蔵国経由で上野・下野国へ向かう陸路のルートが、近年調査された「東山道武蔵路」とされ

る道路状遺構であるが、上総国ないし安房国へは、東京湾を横断する形の水上交通が、主に利用された可能性がある。その方が、当時の造成未了部分の多い陸路よりは、はるかに機動力があった。当時の武蔵国と下総国の間には大規模な低湿地があり、その部分を基盤から改良して、駅路を設定して通過するようになるのは、かなり下った時期の問題になるだろう。

4、東国地域の事例（東山道）

① 近江国（大津京の整備）

東国地域への出入口であり、畿内に準じる地域としての近江国は、七世紀代に大津京が造営されたことによってその政治的地位が上昇した。その後も、都城に近接する立地から、藤原氏に代表されるような有力貴族が、連続して国司に任命されることによって、特殊な権益を保持するようになっていった。

それまで飛鳥地方にあった宮を、近江国大津宮に移して、新たに律令体制を整備しようとしたのは、中大兄から即位した天智天皇であり、その後継者である大友皇子も近江国を拠点とした政権を継続する形となった。天智天皇が近江国を選じたのは、それまでの政権担当者が西国に比較すると充分活用していなかった東国地域の潜在能力の活用を目指してのことであつたろう。東海・東山・北陸各道の分岐点である近江国を押さえることによって、東国地域全般を機能させるスイッチのように位置づけたのではなからうか（27）。

そのための前提作業として、多数の渡来人が近江国に送り込まれ、居住することになった。到底その全体像には及ばないであろうが、全体の傾向を知るために整理したのが次表である。非常に近接した時期に集中してみられ、同時期には、他地域への移住がほとんど知られていないという形になっている。

表 七世紀後半段階の近江国への渡来人の移配

年・月・日	渡来人	移配	備考
齐明天皇六・一〇・一	鬼室福信等所献唐人	(↓美濃国不破・方県二郡)	
齐明天皇七・一一・一	同 右 一〇六人	↓近江国壘田	(栗太郡治田郷)『日本世紀』
天智天皇四・二・是月	百濟男女四〇〇余人	↓近江国神埼郡	三月是月条
天智天皇五・是冬	百濟男女二〇〇〇余人	↓東国	『日本後紀』
天智天皇八・是歲	余白信・鬼室集斯等男女七〇〇余人	↓近江国蒲生野	

その後、緊迫する国際情勢にも拘わらず、当時最大の内乱であった壬申の乱が発生し、大海人皇子側が勝利したことによって政権の中枢が大和国に復帰し、多数の渡来人はそのまま近江国に取り残された。その後の渡来人移配は、構成員の内容の違いもあるが、前掲表「七世紀後半段階の東国地域への渡来人の移配」に接続する時期のものとなっている。この点に関する方針は、大きな転換を遂げたことになる。

右の近江国残留の渡来人は、平城京く平安京の各段階で京戸として貫付される。特に著名な人物群は、都宿祢氏一族になるだろう(28)。三段階にも及ぶ改賜姓の結果獲得した「都」宿祢というウジ名は、都市生活者としての誇りを誇示しているように理解できると考える。

②美濃国・飛騨国(席田郡、池田郡・石津郡・郡上郡・益田郡)

律令制以前から「湯沐」として大王家との結びつきが強かった御野は、七世紀代には壬申の乱で大海人皇子側の勝利の鍵を握る地域となった。斐陀は本来御野の一部であった（『飛驒国風土記』逸文）と思われるが、その分立時期は判然としない。右の逸文の記述に何らかの根拠を認めるならば、七世紀後半（天智期）である可能性がある。八世紀前半に、長期間に亘って国司に在任した笠朝臣麻呂の治績は特に大きいとされ、東山道「駅路」の前提となる交通路の整備が実施された。同様の脈絡で、分立を承けて飛驒国に達する交通路の整備が為されたかもしれない。

また、尾張国守平群朝臣安麻呂との協業で、新羅系渡来人を核とした席田郡設置が実行されたが、美濃国東部は国造勢力の影響力の強い場所で、そのような勢力を牽制する意味があった可能性はある。なお後述するように平群安麻呂は、尾張国守転任以前に上野国守であった。その際多治比真人三宅麻呂の意向に添って、多胡郡の設置を実行した人物である。席田郡の設置は、この時期の「廢置国郡」の内容に関してモデル・ケースと見なされることが多い。

九世紀には、美濃国 a 池田郡（承和四年）・ b 石津郡・ c 郡上郡（共に斉衡二年）及び飛驒国 d 益田郡（貞観一二年）が、比較的近接した時期に相次いで分立する。東北地方と九州地方南部に関する地域再編成が一段落した後ではあるが、他所ではあまり類を見ない頻度である。

各事例について、実施の主体について整理してみると次のようになる。

a 仁明天皇―藤原緒嗣―国司（？）

b 文徳天皇―藤原良房―国司（守：源舒）

c 同右

d 清和天皇―藤原良房―国司（権守：源能有、介：藤原是行、権介：藤原遠経）

天皇はすべて異なるが、政治首班首席は藤原緒嗣―良房である。国司に関しては、毎年顔ぶれが替わる状況で、主

導権を握っていた感じではない。源能有は任期が複数年に及ぶが、「廃置国郡」の実施時期は任官の初年度である。藤原緒嗣政権の段階にも、既に良房が名前を連ねており、良房はこの段階の「廃置国郡」に最も多く関与した政治首班ということになる。

③ 信濃国（諏方国の分立・併合）

七世紀代の科野は、史料上非常に慌ただしい地域であった。特に白村江での敗戦後、西日本を中心に大宰府の防御施設の増強や、瀬戸内海を経由して近江京に至る防御網が整備される一方で、河川を利用して容易に遡上可能な近江教ではなく、より交通困難で防御に適した地点として遷都が計画されたからである。

右に対応する形で、渡来人の一部が先発して移住させられ、地域内各地に配置された。この点に関する同時代の史料は非常に少なく、前掲表「七世紀後半段階の近江国への渡来人の移配」及び「七世紀後半段階の東国地域への渡来人の移配」に併行する時期の問題であったと思われるが、直接対応する事例がわかりにくくなっている。後代の改姓申請の記事の存在によって追認されることになる。

結局、遷都されることはなかったが、移住させられた渡来人たちはそのまま信濃国内に居住することになった。開発や立評の事務的な遂行者であった可能性もあり、交通不便で諸政策の浸透が遅れがちな山間地では、特に中央政府にとって意味のある居住になったであろう。

科野国内の立評及び「駅路」に代表される交通路の整備は、御野国のそれらの確定に連動するものであったとみられる。「駅路」建設が東進する過程で、畿内からの最短のルートは筑摩郡から東に向かい、諏訪郡―佐久郡を経由して上毛野国甘楽郡に至るものであったが、これは幾つもの峠を横断しなければならぬルートだった。

これに対し、筑摩郡を縦断して小県郡へと抜けるルートは、迂遠であったが谷筋を通る比較的平坦なものだった。諏訪郡く佐久郡く甘楽郡のルート上の地域勢力が優勢な時代には、東山道「駅路」もそのコースで企画されたが、各地域勢力の退転の下で、八世紀後半頃までには筑摩郡く小県郡く碓氷郡のルートが正式に東山道「駅路」に決定され、固定化することになった。諏方国の分立と併合とは、恐らくこうした中央の命令伝達系統の整備過程と密接に関係している。『考課令集解』殊功異行条に見える「須芳山嶺道」が成立したことが、直接の契機となっていたとの理解もあるようだが、遺構も含め詳細は不詳である。

『続日本紀』養老五年（七二一）六月辛丑条では、実務官人の任官記事の後ろに「割信濃国始置諏方国」と簡単に設置の事実が触れられ、同天平三年（七三一）三月乙卯条の制の後に「廢諏方国并信濃国」と触れられるのみである。約十年間の存続期間のうち、同神亀元年三月庚申に伊予国とともに「中流」の配流先に決定されるということがあった。諏訪郡の郡司としては、金刺舎人氏等が知られているが、諏方国存続期間中の国司・郡司等は不明である。但し、同養老五年八月癸巳条に「以諏方飛驒隸美濃按察使」とあり、笠朝臣麻呂が支配した時期があった。笠麻呂は前述の『考課令集解』殊功異行条に「伎蘇道」の造営者として褒賞されたことが見えており、「須芳山嶺道」にも何らかの形で関与していた可能性がある。最終的に、東山道は碓氷峠越えの小県郡く碓氷郡ルートに固定するが、諏方国の廃止との政策的な前後関係は微妙である（29）。

八世紀初頭の積極的な「廢置国郡」が、長屋王政権によるものであったとすれば、それらの解消は藤原氏の方針ということになる。但し、藤原北家の覇権が確立するのはさらに下る時期の問題であるから、政権全体として国郡郷制以降の地域支配のシステムの根幹部分には、改編を加えない方針に変化したとみられる。

諏方国は、能登国・安房国の半島先端部の国々及び陸奥国南端の石城国・石背国と、ほぼ同時期に分立させられる

が、最も早く廃止されその後も回復されない。能登国・安房国は復活するが、複数郡で構成されることが明らかでない。石背国は、国としての要件は具備していると思われるが、同様に再置されない上に廃止の時期も明示されない状態である(30)。

ましてや諏訪国は、諏訪郡を中心とした非常に小規模な「国」であったからであると思われる。筑摩郡経由の東山道駅路が確定し、主要交通路から外れたことが大きな要因であったとすれば、地域編成に係る交通路と密接に関する政策であったことの裏付けになるであろう。

5、東国地域の事例(北陸道)

今日の印象とは異なって、古代の北陸地域は人口の集中する非常に繁華な場所であった。そのことは、地域の農業生産力と密接に関係していたという理解がある(31)。東大寺に代表される寺社や、藤原氏のような特権的貴族の所領が多数確保されていたためである。

「越前国—加賀国—能登国—越中国—越後国—出羽国」と続く日本海に沿った細長い地域は、史料による限り最初からあったもの(「越」地域)が分割されていったのではなく、東北方向へ徐々に延伸していったように見える。とりわけ後述するような北辺「出羽」地域は、出羽国の「設置」と「再編」に関係して活発な様相を呈していた。①東(「陸奥」地域)からの交通路と、②南(「越」地域)からの交通路の合流点が、出羽国に結実するように見える。

①については、次章以降で後述する。

当面問題にしようと考え南からの交通路②に関する「廃置国郡」に関して整理すると次表のようになる。

表 「コシ」地域の再編成

年・月・日	越前国	能登国	越中国	越後国	佐渡国
大宝二・三・一二	越前国—(分割)— 江沼・加賀郡 加賀国 丹生郡—(分割)—今立郡 江沼郡—(分割)—能美郡 加賀郡—(分割)—石川郡	能登国—(併合)— 越中国	越中国—(4郡分割)— 越後国	越後国—(併合)— 佐渡国—(併合)— 越後国—(分立)— 佐渡国	雑太郡—(分割)—加茂郡 雑太郡—(分割)—羽茂郡
養老二・五・二					
養老五・四・二〇					
天平一三・一二・十					
天平一五・二・一一					
勝宝四・一一・三	能登国—(分割)— 越中国	越後国—(併合)— 佐渡国—(併合)— 越後国—(分立)— 佐渡国	越後国—(併合)— 佐渡国—(併合)— 越後国—(分立)— 佐渡国	雑太郡—(分割)—加茂郡 雑太郡—(分割)—羽茂郡	
宝字元・五・八					
弘仁一四・三・一	越前国—(分割)— 江沼・加賀郡 加賀国 丹生郡—(分割)—今立郡 江沼郡—(分割)—能美郡 加賀郡—(分割)—石川郡	能登国—(併合)— 越中国	越中国—(4郡分割)— 越後国	越後国—(併合)— 佐渡国—(併合)— 越後国—(分立)— 佐渡国	雑太郡—(分割)—加茂郡 雑太郡—(分割)—羽茂郡
弘仁一四・六・四					
同右	越前国—(分割)— 江沼・加賀郡 加賀国 丹生郡—(分割)—今立郡 江沼郡—(分割)—能美郡 加賀郡—(分割)—石川郡	能登国—(併合)— 越中国	越中国—(4郡分割)— 越後国	越後国—(併合)— 佐渡国—(併合)— 越後国—(分立)— 佐渡国	雑太郡—(分割)—加茂郡 雑太郡—(分割)—羽茂郡
同右					

右の整理による限り、当初は①越前国地域と②越中国以北の二つの地域だけが認識されており、充分把握されていない地域を切り離す形で越中国が画定された(32)。越後国Ⅱ「陸奥+出羽」地域である可能性を含みながら、そ

れが巨大な領域であることを意識した形で「前―中―後」型の三分割が敢行された可能性がある。しかし、南から北上するコースと、東から西進するコースとが合流できた場所が出羽国であり、その領域が付加的に拡大するなかで、越後国との境界が画定され、陸奥国から領域を割いた出羽国は、最終的には東山道に含まれるることになった。

その後、大「越後国」を想定して非常に大きな国域を措定されていた越前国は、初期荘園に伴うような開発が活況を呈するなかで、国府の行政能力に対して国域が巨大過ぎるため、早い段階で能登国が分割された。この件に関しては、政権内部（特に藤原氏関係者）の見解の不一致のなかで紆余曲折があったようだが、最終的に能登国が独立することによって落ち着いた。

能登国については、その後短期間に分割・併合が繰り返される。安房国と併行した処置が行われているが、最終的な分立の史料上の理由は「交通不便」であった。しかし、安房国・能登国とも半島地形の先端部に位置し、海上交通が併用可能であったろう。たしかに半島先端部を回送すれば、短距離の半島基部を最短距離で陸行した場合よりも時間がかかったかもしれないが、それも陸路の整備状態による。港湾が整備されていれば、海浜部の方が便宜が大きかったはずである。

能登国が、当初分割された越前国ではなく、越中国に併合されたのは、①越前国の規模が大きく越中国・越後国と不均衡であったこと、②越後国の北東側の境界がさらに北東側に延伸したことなどが関係している。その他に、現任国司と中央政権の首班との人間関係なども想定されている（33）が、そのような可能性もあり得るということである。

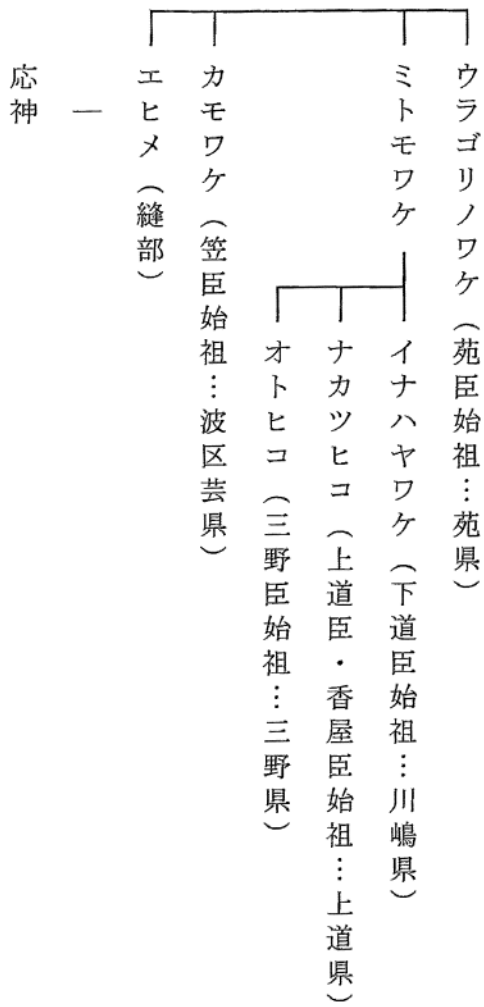
さらに平安期になり、全国的にも最終段階の国の設置の例として加賀国が設置された。時期が新しいこともあり、比較的史料に恵まれていることは、前述した通りである。地点的にも離れているので、当初の一連のコシ地域の再編

成の延長上ではなく、加賀国独自の政治的背景によるものであろう。

6、西国地域の事例（山陰道・山陽道）

現在の中国地方全般に関しては、『播磨国風土記』によって知られる通常の地域編成があった。地点的に隣接するキビ地域の改編に関する事例が、それに続く形で特に目立つ。その分割と再編成には、地点を変えながら何段階か認められ、その各段階に中央の政治的意志がそれぞれ強く作用している。

一連の再編成の前提になるものは、キビ地域各地に設置されたミヤケであり、さらに先行する組織としてのアガタ（県）であった。キビ地域の中核的な地方豪族には吉備氏があり、地縁的な同族集団を形成（34）して、各小地域を支配していた。吉備氏の組成とも密接に関係している各アガタについては、これまでに系譜と共に次に示す通り整理されている（35）。



地方豪族としての吉備氏は、比較的古い段階の大和政権との婚姻関係を持つという点で特殊である。想定される各枝族の共通の始祖が明示されない点も注意される特徴である。上道氏・下道氏の存在に示されるように、「道」の制度が実施されていた可能性がある。同様の例はコシの道氏にも見られるが、その場合上・下分割はなく、それぞれ独自の編成原理が実施されていた。

I 段階：吉備の分割Ⅱ吉備前国・吉備中国・吉備後国

II 段階：美作国の分立

III 段階：「美作・備前国造」としての和氣清麻呂の意向が反映した再編成

IV 段階：その他

I・II 段階とIII 段階との間には、内容的に明らかな断裂がある。以上のIⅡIV 段階を念頭に、キビ地域の改編を整理したのが次表である。

表 キビ地域の改編

年・月・日	備前国	美作国	備中国	備後国
和銅二・一〇・八	I		I	I
和銅六・四・三	II 備前国Ⅰ(分割)↓美作国			IV 備後国甲努郡設置

養老五・四・二〇	III 備前国藤原郡設置		
神護二・五・二三	III 備前国藤野郡設置		
延暦七・六・七	III 備前国磐梨郡設置		
貞観五・五・二六		IV 美作国苫東郡・苫西郡分割	
			IV 備後国深津郡設置

「前―中―後」型の分割は、他に「コシ」地域に関する分割があるが、前述のような経過の中で、当初から「越中」「越後」が存在したかは微妙であり、キビ地域に関しては一定範囲の領域が予め認識された上で、三分割された唯一の事例ということになる。それ以外の一定領域の分割が前提となった国は、いずれも「前・後」型の分割であり、基本形は二分割であったと思われる。

一口にキビ地域と言っても、改編の動きは全体に及んでいた訳ではない。特に備中国には、史料上全く改編の動きが知られていない。少なくとも「廃置国郡」に係る一連の動きの初期は、漠然と把握されていたキビ地域の東西を画定する動きになるだろう。ヤマト政権への反乱伝承も残るキビ地域の勢力削減を意図する政策であると一般に理解されてきている。

東端について、播磨国との境界は自然境界に基づいて比較的明瞭であったと思われるが、山陰道方面への山間地がかなり深く、途中に美作国を確保する必要があった。それを越えると因幡国・伯耆国を経て出雲方面と連絡する。そのような、山陽道駅路から分岐する交通路の整備・強化に関する改編になるだろう（36）。

一方西端については、安芸国との境界の画定というよりも、備後国内中央部の再編成の動きである。この点に関しては、アガタ関連地名が全国的に見ても非常に多く残されている（37）。「吉備六県」と言われる枠組みは、その

後も継承されて地域で一定の影響力を保持し続けた。

いずれにしても、この周辺で最も大きな動きは美作国の分立（38）であった。その設置は、周知のように備前国守百済王南典と介上毛野堅身の上申によってなされた。百済王南典は、天智天皇五年（666）に生まれ、天平宝字二年（750）頃九二歳で薨去したとされる。美作国の設置後にも、播磨国按察使として地域支配に関与した結果、天平九年（737）には従三位に叙位せられた。この従三位が極位になり、その後目立った活動もないので、美作国周辺の地域編成に密接に関与したことが、高位に到達できた要因であると理解できる。一方の上毛野堅身は、美作国の設置を承けてその国守に転任する。その後上毛野堅身の記事が全くなく、程なく津守通が後任の美作国守に任官しているのを見ると、その後も周辺国守―按察使として在任し続けた百済王南典が、当該地域の編成に傾注したものと想定できる。

播磨国・因幡国・伯耆国とも境界を接する美作国は、各方面へのハブ的な位置を占め、分割の本体である備前国の規模を上回る。多くが山間地であり、海岸部に沖積平野の展開する備前国との生産力等の大・小は、本来問題にならないかもしれないが、全国的な交通網の整備に先行・連動している可能性がある。

吉備地域出身で最も著名な古代人は、備中国下道郡出身の吉備真備か備前国藤野郡出身の和氣清麻呂になるだろうが、二人の地域への関わり方は非常に対照的である（39）。備中国に再編成の動きが少ないのは、中央政界で活躍した吉備真備のような人物が、出身地と積極的な関わりを持たなかったことによる。最も、遣唐使などでの在外期間もあり、出身地の地縁を活用するような機会もなかったのかもしれない。

和氣清麻呂の意向が反映した備前国内の再編成は、右の美作国六郡（英多・勝田・苫田・久米・真嶋・大庭）の分離を承けた形で展開するが、そこには個人的な利害を超越したように見える、和氣清麻呂の地域への献身的な貢献が

見て取れる。国家の存立に関わる重大事件に関わった、個別氏族出身者（和氣清麻呂）の意向が色濃く反映した極めて例外的な事例になるだろう。

美作国苫田郡の分割については、後述するように北海道地域の平安初期の郡司の定員増に連動する動きである可能性がある。その前後に郡司の定員増が問題になったのは、山陽道では次の七郡の八例である。

- ・美作国（久米郡・苫東郡・苫西郡）
- ・備前国（磐梨郡・赤坂郡）
- ・安芸国（佐伯郡二回・安芸郡）

北海道地域の事例と比較してやや時期的に先行すること、美作国・備前国の五郡に関してはいずれも内陸部の郡であり、海浜部中心と見られる「海賊」の横行に代表される治安悪化に対処するための活動（40）が、果たして各郡司に期待されたかどうかは問題がありそうである。ここでは、同時期の一般的理解である「戸口増益」「徴税体制の整備」（41）に関する具体的政策とみる方が穏当なのではないか。

7、西国地域の事例（北海道）

北海道地域の改編は、八世紀段階ではほとんど確認できず、讃岐国では現状で全く記事がない。その一方で、九世紀以降の事例が比較的多く認められる。各記事以前では、阿波国七郡・讃岐国十一郡・伊予国十三郡・土佐国六郡ということ、瀬戸内海に面した国がやや大きい他は、改編の余地の少ない国々だったからであろう。

表 北海道地域の改編

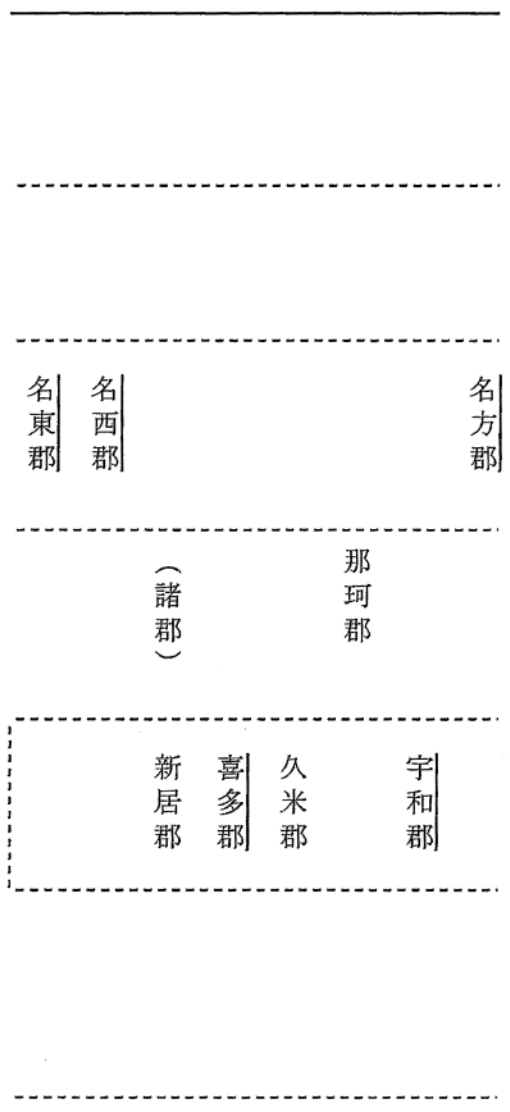
年・月・日	阿波国	讃岐国	伊予国	土佐国
承和八・八・二三	阿波国美馬郡―(分割)―三好郡			香川郡―(分割)―高岡郡
貞観二・三・二				
貞観八・一一・八	阿波国名方東郡・名方西郡		宇和郡―(分割)―喜多郡	
寛平八・九・一五				

やや大きな動きを示す伊予国の事例については、既に関口明氏の研究がある(42)。郡司制の展開過程と関連づけたその成果によれば、九世紀には郡司の定員増加が問題になる場合が史料上増加するが、特に伊予国に多いというのである。そのことは、前述の論文でも留保されるように、山陽道及び北海道の瀬戸内海沿岸部に通有の現象に見える。北海道部分について、改めて整理すると次のようになる。

承和十年(八四三)	紀伊国	在田郡
承和十五年(八四八)		
貞観六年(八六三)	淡路国	勝浦郡
貞観七年(八六四)		
貞観八年(八六五)	阿波国	勝浦郡
	讃岐国	大内郡 三野郡
	伊予国	浮穴郡
	土佐国	

同右
 貞観十六年（八七四）
 天慶四年（八八〇）
 天慶五年（八八一）
 天慶八年（八八四）
 仁和二年（八八六）
 昌泰元年（八九八）
 同右

※傍線は地域の再編成があった地点



右の整理のなかでは、改編の動きと無関係であった讃岐国にあっても動きがある。特に仁和二年（八五二）の段階では讃岐国内全域が対象になっており、逆に土佐国では動きが全くみられない。こうした動きの前提はほぼ「戸口増益・徴税体制整備」に限られるという。但し、現実の伊予国の地方政治の実態は、史料の字面通りではなく、海賊が横行し治安維持が困難な状態であった。従って、同時期の活発な郡司の定員増加や地域再編成は、郡司の保有する武力に期待するものが大きかったと結論付けられている。

8、西国地域の事例（西海道）

西海道地域の初期の改編に関する史料は、専ら地点的に南部の大隅国・薩摩国及び島嶼部に偏っている。特に大隅

国がその中心となっているように見える。しかも、『和名類聚抄』郷名などに見る限り、薩摩国 大隅国は律令制的な編成が途中で断念され、既存の地域の政治的組成を残したまま、独自の支配が行われた可能性(43)がある。

表 西海道南部地域の改編

年・月・日	日向国	大隅国	薩摩国	島嶼部
和銅六・四・三 勝宝七・五・一九 天長元・九・三	日向国	日向国―(分割)↓大隅国		
		大隅国―(分割)―菱刈郡		
		大隅国能満郡―(廃止)―馭謨郡		
		大隅国益救郡―(廃止)―熊毛郡		
		大隅国↑(併合)↓多祢嶋		

西海道地域全般では、貞観元年(八五九)に肥後国合志郡から分割された山本郡、貞観一八年(八七六)に肥前国松浦郡が分割された上近郡・下近郡の事例がある。同時代の他地域の類例と同様の背景が想定できるだろうが、前者は内陸部で後者が臨海部に位置するので、前述の瀬戸内海沿岸地域の二類型を当てはめておきたい。

大隅国・薩摩国に隣接するのは、前者が日向国・後者が肥後国である。このうち七世紀から存続していた肥(後国)・日向(国)からそれぞれが分立する形になっている。先行する薩摩国については、I「大宝二年夏の対隼人戦争」(44)の結果成立したと推測される(45)。薩摩国は「非隼人郡」二郡(出水郡・高城郡)、「隼人郡」十一郡(薩摩・甕島・日置・伊作・阿多・川辺・頼娃・指宿・給黎・谿山・鹿兒島)で成り立っていたことが知られ、多数の薩

摩国隼人が居住していたと思われる。

また『倭名類聚抄』の郷名によれば、「非隼人郡」である高城郡（国府所在郡）でも、六郷あるうち「合志・飽田・宇土・託万」の四郷が肥後国の郡名と一致しており、隣接する肥後国からの公民の移住が実施されたことが知られる。移住に当たっては、「戊」や「柵」が伴ったと考えられ、東国地域から陸奥国・出羽国に移民が実施されたのと、ほぼ同様の方式で実施されたのが知られる。なお、出水郡についてはそのような地名が確認できないが、地理的に肥後国と隣接しており、早い時期から自然接触的に公民が流入していたらしい。

一方大隅国は、II「和銅六年春の対隼人戦争」の結果「肝坏・贈於・大隅・始羅」の四郡を以て建国された。しかし『倭名類聚抄』では「菱刈郡・桑原郡・曾於郡・大隅郡・始羅郡・肝属郡・馭謨郡・熊毛郡」の八郡が知られており、建国段階ではその半数でしかない。このうち「馭謨郡・熊毛郡」の二郡は、天長元年（八二四）に多祢嶋から編入された郡である。「菱刈郡」は、天平勝宝七歳（七五五）に「菱刈村」から分立させたことが判明しているから、戦争の翌和銅七年（七一三）に「豊前国」からの移民二百戸（五里分）を送り込んだ先は、桑原郡（国府所在郡）ということになる。桑原郡には、豊前国との関係を示す豊国郷がある。桑原郡には大分郷も含まれ、豊後国からの移住の可能性も示唆している。いずれにしても、主として桑原郡が九州北部からの移民の受け皿となっていたことは疑いない。薩摩国の「非隼人郡」に相当するのが桑原郡になるだろう。

III「養老四く五年の対隼人戦争」は、大隅国守陽侯史麻呂殺害に発端し、非常に大がかりな軍事行動であった。結果として、これ以後大規模な隼人の反乱は発生せず、九州南部に居住する不服従民としての隼人の実体はなくなったのである。

天長元年（八二四）の多祢嶋停屍に関しては、外交関係の必要（対隼人政策・遣唐使の入唐航路確保・南島人の朝

貢航路確保等）上維持管理されてきたが、社会状況が変化して外交機会が激減した。加えて、弘仁一四年（八二三）に大宰府公営田制が導入されて、従来財源としてあった公田地子が激減したため、多祢嶋維持の費用捻出が困難になり、大宰府の判断でその運営維持を放棄するに至ったのである（46）。外交上維持されていた地点に関する、国家財政に準じた大宰府の財政状況が密接に関わっていた、かなり特異なケースとすることが出来る。

小結

畿内近国の評・郡編成の基本類型に関しては、

- I 大化以前の伝統的有力豪族が形成していた歴史的世界を中心とするもの。
- II 二つ以上の伝統的有力豪族の領域を合併したもの。
- III 王権によって外交・交通・軍事上の要地に配された渡来人を中心とするもの。
- IV 中央貴族の新たな定住を契機に地域再編成が進んだもの。
- V 郡の中心地から遠く、日常的な行政に困難があるため分立されたもの。

のような理解ができるという（47）。こうした理解は、全国的な動向に関してもほぼ準用できると思われる。

その大半はI・IIに分類でき、七世紀後半の編成段階以後、大きな改編を加えられることなく推移していった。また、IVについては、非常な例外を除いては畿内近国に限られる。Vについては時期を選ばず、平安期に至るまで適宜間欠的に実施され続けた。そのような理解で大過ないとするれば、問題なのはIIないしIIIということになるだろう。

特にⅢについて、渡来人が多数居住している畿内近国にあつては、かなりの頻度で可能な政策と思われる。東国地域でも、渡来人の移住によつて郡が新設されることはあるが、多くは「閑地」であつて要地にはみえない。畿内近国とは、人口比で絶無とは言えないまでも、渡来人の絶対数の違う東国で行われた類似の政策とは、一体何だったかについて検討が深められるべきだろう。

八世紀前半までの地域編成政策は、大宝令の制定を挟んで前後の時期について、連続する側面と不連続の側面があるように思われる。各地点毎に背後関係の違いがあつて、一律に語れないものがある。全体としては「五畿七道」制の成立以前に、何らかの意味での「交通」体系の組み替えと関わりながら実行されていったと見られるケースが多い。道路の建設と地域編成とは、基本的にセットで実施されるものであり、こうした傾向はその後の各時代を通じても類例の多い政策であつた。

注

- (1) 石母田正「天皇制と太政官」(『日本の古代国家』岩波書店、一九七〇年所収)。
- (2) 早川庄八「律令制と天皇」(『史学雑誌』八五巻三号、一九七六年)。以後の早川の研究のうち『日本古代官僚制の研究』(岩波書店、一九八六年)に収斂してくる一連の論文は、これに規定されていると思われる。
- (3) 例えば飯田瑞穂「太政官奏について」(『日本歴史』三八一号、一九八〇年)。
- (4) 遠藤元男「加賀国の成立事情」(『北陸史学』六号、一九五九年)、米沢康「越中国をめぐる二、三の問題」(『北陸古代の政治と社会』法政大学出版局、一九八九年所収)、森田悌「律令時代の加賀」(『日本古代の政治と地方』年所収)、林陸朗「加賀立国の史的背景」(『日本史学論集』上巻、吉川弘文館、一九八三年所収)等。

- (5) 坂元義種「撰津職について」(『待兼山論叢』二二号、一九六八年)。
- (6) 永山修一「天長元年の多祢嶋停廃をめぐる」(『史学論叢』一一号、一九八五年)。
- (7) 佐藤仁「国・郡の分割と藤原氏」(『弘前大学国史研究』九、一九五八年)、米沢康「郡の分割をめぐる」(『日本上古史研究』六一八、一九六二年)、服部昌之「郡の成立過程」(『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、一九八三年所収)、荒井秀規「領域区画としての国・評(郡)・里(郷)の成立」(独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所『古代地方行政単位の成立と在地社会』二〇〇九年)等参照。
- (8) 前掲注(7) 佐藤論文。
- (9) 岸俊男「郷里制廃止の前後」(『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年所収)
- (10) 関口明「律令郡制再編の意義」(佐伯有清編『日本古代史論考』吉川弘文館、一九八〇年所収)。
- (11) 坂本賞三「郡郷制の改編と別名制の創設」(『王朝国家体制論』東京大学出版会、一九七二年所収)。
- (12) 狩野久「額田部連と飽波評」(『日本政治社会史研究』上巻、塙書房、一九八四年所収)。
- (13) 黛弘道「山背国葛野郡の分割」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年所収)。
- (14) 前掲注(5) 坂元義種論文。
- (15) 米田雄介「律令国家成立期の遠江国」(『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年所収)。
- (16) 岸俊男「防人考」(前掲注(9) 書所収)。
- (17) 新野直吉「防人『国造丁』についての考察」(『史林』五四巻五号、一九七一年)、野田嶺志「国造軍論批判小考」(神戸女子薬大『人文研究』二、一九七四年)等。
- (18) 拙稿「長田郡と足柄郡」(『史苑』四五巻一号、一九八六年)。

(19) 鳥養直樹「律令国家形成期における在地首長の動き」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』校倉書房、一九八〇年所収)。

(20) 熊田亮介「封戸制の成立とその構造」(『国史談話会雑誌』一四号、一九七〇年)。

(21) 中西康裕「古代封戸制の一考察」(『続日本紀研究』二二〇号、一九八二年)は、新田部親王と三人の内親王のうちいずれかであろうとする。

(22) 米田雄介「郡司制成立の前提」(『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六年所収)。

(23) 拙稿「東国六腹朝臣」(『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収)。

(24) 佐伯有清「背奈氏の氏称とその一族」(『新撰姓氏録の研究』拾遺篇、吉川弘文館、二〇〇一年所収)。

(25) 拙稿「畿外の渡来人」(前掲注(24)書所収)。

(26) 坂本太郎「乗猪駅の所在について」(『日本古代史の基礎的研究』、東京大学出版会、一九六四年所収)、森田悌「武蔵・下野間の駅路」(『日本古代の駅伝と交通』岩田書院、二〇〇〇年所収)等。

(27) 大津透「近江と古代国家」(『日本書紀研究』一五、塙書房、一九八七年)、拙稿「日本古代の『移動』と『定住』」(『歴史学研究』五八一号、一九八八年)。

(28) 拙稿「東国六腹朝臣」(前掲注(24)書所収)。

(29) この間の一連の事情に関しては、一志茂樹「国・郡の成立過程」(『古代東山道の研究』信毎書籍出版センター、一九九三年所収)。

(30) 土田直鎮「石城石背両国建置沿革余考」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年所収)。

(31) 岸俊男「越前国東大寺領荘園をめぐる政治的動向」(前掲注(9)書所収)。

(32) 前掲注(4) 米沢康論文等参照。

(33) 浅香年木「能登立国の背景」(『古代地域史の研究』法政大学出版局、一九七八年所収)。

(34) 吉田晶「吉備地方における国造制の成立」(『日本古代国家成立史論』東京大学出版会、一九七三年所収)。

(35) 岩本次郎「古代吉備氏に関する一考察」(『ヒストリア』二四号、一九六〇年)。

(36) 柴原永遠男「白猪・児島屯倉に関する史料の検討」(『日本史研究』一六〇号、一九七五年)。

(37) 備後国の詳細については、久替茂治『備後国の成立』(一九九八年)参照。

(38) 吉田晶「古代の美作について」(『吉備古代史の展開』塙書房、一九九五年所収)。

(39) 和氣清麻呂をめぐる諸問題については、長谷部将司『日本古代の地方出身氏族』(岩田書院、二〇〇四年)に詳しい。

(40) 前掲注(10) 関口論文。

(41) 亀田隆之「良吏政治」(『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年所収)。

(42) 前掲注(10) 関口論文。

(43) 伊藤循「隼人支配と班田制」(『千葉史学』四号、一九八四年)。

(44) 山田英雄「征隼人軍について」(『日本古代史攷』岩波書店、一九八七年所収)、松本政春「征隼人軍の構成と軍団」(『奈良時代軍事制度の研究』塙書房、二〇〇三年所収)等。征隼人軍の具体的軍事行動として、I 大宝二年以下、II 和銅二年・III 養老四く五年の三回があり、III 段階で決着が付き、以降史料上問題になるような軍事行動が行われた形跡はないらしい。

(45) 中村明蔵「薩摩国の成立」(『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版、一九八六年所収)、永山修一「隼人の戦

いと国郡制」(『隼人と古代社会』同成社、二〇〇九年所収)。

(46) 前掲注(6) 永山修一論文。

(47) 吉田晶「評(郡)編成の諸類型」(『大坂府史』第二巻、一九八九年所収)。

第二章 和銅四年の多胡郡設置問題

はじめに

割上野国甘良郡織裳。韓級。矢田。大家。緑野郡武美。片岡郡山（部）等六郷。別置多胡郡（以下、略）。

『続日本紀』和銅四（七一）年三月辛亥条は、多胡郡の設置をこのような形で伝えている。多胡郡の設置に関しては、しばしば通史的叙述のなかで、渡来人の集住による建郡の実例として取り上げられている。この背景には、尾崎喜左雄氏の一連の研究成果（1）が大きく作用している。

尾崎氏の研究の大きな特色は、従来の国史研究者が顧みなかったような地域独自の細密な情報を重視する点にあつたとはいえるだろう。その延長上で各種の考古学的な資料をも扱い、多数の古墳の調査成果を蓄積した点にある（2）。多胡郡の設置の歴史についてその再構成に関しては、当然のことながら「多胡碑」の存在を重視し、なかでも文中の「給羊」という意味不明の文言と、時期的に中世以前に遡及する可能性のある「羊太夫」という地元の有力な伝承との関係を重視した。「羊」を建郡段階の郡司と考える、有力な通説でもある人名説の成立である。

しかし現実には、一連の関連史料のどこにも渡来人との関係を明示したものはなく、「羊」という個人の存在も一つの可能性を示すに過ぎないと思われる。中世の「羊太夫」伝承を史実の下敷きとする方法も問題である。だが、実

際には情緒的な部分も作用して、本来見えない渡来人の存在が、必要以上に強調されているのである。しかも、近年の研究成果によって、碑文には採拓のための加刀の跡が多く認められるとされ、現状で意味不明になっている「給羊」の部分も、実際には他の文言が彫られていた可能性さえ出てきたのである（3）。

1、「多胡碑」の問題点

問題の多胡碑について、現状での釈文を記せば次のようになる。

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘
良郡并三郡内三百戸郡成給羊
成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品穂積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

右の碑文は、字画・彫りもしっかりしていて、現状の各文字に関する釈読にぶれはほとんどない。しかし、石に刻む碑文という制約上、取意的な部分が多数あって、全体の理解を妨げる結果となっている。当時の文書行政の流れのなかで、太政官「論奏」による決定内容を写し、「官符」によって「上毛野国司」に下達しているという理解に基づいて、本来の形を復元的に示せば次のようになる。

弁官符上野国司（平群安麻呂）

応置上毛野国多胡郡事准下郡

大領一人 少領一・主帳一

割上毛野国甘良郡織裳郷・韓級郷・八田郷・大家郷。緑野郡武美郷。片岡郡山部郷等六郷。并三郡内三百戸。別置多胡郡。

宣左中弁正五位下多治比真人 三宅麻呂

知太政官事二品穂積親王

左大臣正二位石上朝臣 麻呂

右大臣正二位藤原朝臣 不比等

謹以申聞謹奏。聞。

和銅四年三月三日

想定される原文書と現状の多胡碑文を見比べた場合、幾つか気づく点がある。以下、順次検討を加えてみたい。先ず表記に関してであるが、

①宛先が省略されている。宛先が各「郡司」（甘楽・緑野・片岡）の可能性も絶無ではないが、三郡にまたがるといふ事例はいかにも煩雑で全国的にも珍しく、ましてや設置以前の「多胡郡司」が受理することはありえないだろう。

②事書きも省略されている。いきなり本題に入る形は珍しいので、何らかの事書きがあったものと想定される。

③地名の表記が揃えられている。「上毛野」を二字表記する例は絶無でないが、実際の郡の設置と多胡碑の建立時期とが微妙にずれている可能性を示す。また、郡名の配列について『続日本紀』では畿内に近い順、または分割規模の大きい順に記載されているが、国府に近い順に配列されている。このことは、現在では確認できないものの、石碑の基部にあったとされる「国」の字の存在と共に注意されるだろう。さらに、本来あったと見られる郷名は省略されている。これらのことは、石碑の造立主体の問題関心の在り方を如実に示しているといえるだろう。

④人名表記について、名を記さない「宣左中弁正五位下多治比真人」に関しては一般的な表記であるが、「左大臣正二／位石上尊右大臣正二位藤原尊」については、通常省略しないカバネを記さないばかりか、「尊」という異例の尊称的な用字が見られる。多胡碑の文面の構成上「和銅四年三月九日甲寅」と「宣左中弁正五位下多治比真人」との間で分割され、それぞれが文章の「まとまり」となっている。とりわけ「宣左中弁正五位下多治比真人」が省略も施されず、碑文の中央に大きく彫られているのは偶然ではないように思われる。

⑤人事について省略されている。尾崎が「給羊」を人事に関する部分と考えるのは、その意味で妥当性があるが、下敷きになっている文書がどの段階のものなのかによるだろう。治部省系の官符の可能性もあるのかもしれないが、制度導入の初期の段階で、それほど多数で煩雑な文書が発給されるのかという疑問はある。

⑥理由について省略されている。一般的には支配領域が広すぎる、交通の障壁となる山野や河川が所在する、住民が多すぎるといった理由が挙げられていることが多い。本音に近い部分として、郡司の定員増の必要があるほど、支配層が厚いという可能性もあるだろう。いずれにしても、同時代の対象地域には、本来自明の事由であったと思われる。但し、中央の直接的な政治的意志に基づくものであったならば、地域の事情の子細は問題にならないという可能性もある。

多胡郡の設置をめぐる地域の政治的背景も、一筋縄ではいかない複雑な内容を持つていていると思われるが、改めて多胡郡分立以前の上毛野国の状況から考えてみたい。八世紀初頭の上毛野国は、十三で構成されていた。多胡郡の設置によって十四郡体制になるわけだが、そこでは各郡相互の微妙な相関関係が発生する。平安中期の『倭名類聚抄』郷名は、一般に九世紀後半〜十世紀前半の実態を示すとされており、上野国部分に関しては写本相互による錯乱のようなものが認められ、とりわけ釈読に不確定要素が含まれる。従って、あくまでも参考例に留まるのであるが、上野国に関して郷数から見た郡の等級に注意して整理してみたのが次表である。

表 多胡郡設置に伴う上野国内の「郡」の等級の変動

郡名	『倭名類聚抄』段階の郷名	郷数・等級	多胡郡の郷名	郷数・旧等級	備考
碓氷郡	鮑馬・石馬・(坂本)・磯部・石井・野後	6・		6・	駅2・俘囚
片岡郡	若田・多胡・高渠・左没・長野	5・	山部	6・	
甘楽郡	貫前・酒甘・丹生・那非・端下・宗伎・端上・有只・那射・額部・新屋・小野・抜鉾	13・	織袋・韓級・ 八田・大家	17・	
緑野郡	林原・小野・升茂・高足・佐味・大前・尾張・保美・土師・山高	10・	武美(・浮囚)	11・	俘囚
那波郡	朝倉・鞆田・田後・佐味・委文・池田・荒束	7・		7・	
群馬郡	長野・井出・小野・八木・上郊・畔切・島名・群馬・桃井・有馬・利刈・白衣	12・		12・	駅・国府
吾妻郡	長田・伊参・大田	3・		3・	
利根郡	漕田・男信・笠科・呉桃	4・		4・	

勢多郡	深田・田邑・芳賀・桂萱・真壁・深渠・深沢・時沢	8																																					
佐位郡	名橋・岸新・反治・佐井・淵名・雀部・美侶	7																																					
新田郡	新田・滓野・石西・祝人・淡甘	5																																					
山田郡	山田・大野・園田・真張	4																																					
邑楽郡	池田・疋太・八田・長柄	4																																					
<table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">駅</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>					4	4	5	7	8	<table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">駅</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>					4	4	5	7	8	<table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">駅</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>					駅				
4	4	5	7	8																																			
.																																			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">駅</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>					4	4	5	7	8	<table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">駅</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>					駅																			
4	4	5	7	8																																			
.																																			
<table border="1" style="margin: auto;"> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">駅</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>					駅																																		
駅																																							

※「駅家」「俘囚」等は注記と見なしてはずした。

八世紀初頭段階で、上毛野国最大の郡は甘楽郡であった。鏑川流域の地形環境が当時の技術水準と合致し、先進的な開発が面的に達成されたという事情があるだろう。そしてこのことは、六世紀代に二度に亘って発生した榛名山二ツ岳による火山災害と、その復興の開発の進展と無関係ではあるまい。甘楽郡を中心とした西毛地域は、この火山災害の直接的被害とは、全く無縁であった。

これに対して、国府所在郡であった群馬郡は、榛名山麓に位置し、直接的な火山災害の激甚地域であった。恐らく地域勢力の政治的分布は、群馬郡地域内だけでなく、その周辺地域も含めて一時的にリセットされた可能性がある。その大きな政治的空白に、「国家」の直接介入を可能にする条件が発生し、以後「国府」の成立に至るような再開発の努力が継続されることになったのではないか。その大きな契機を活かしたシステムが、各地に設置されたミヤケであったと考える。

「国府」は、必ずしも国単位の地域内の、最有力の地点が選定されて設置されたわけではないだろうが、その後の政治運営を考えれば、最有力の地域勢力との協力関係は必要である。群馬郡と甘楽郡との政治的位置の逆転ないし平

準化を目的として「甘楽郡の分割Ⅱ多胡郡の設置」が行われた可能性がある。さらに言えば、碓氷郡について、碓氷川を境に右岸地域（南部）と左岸地域（北部）とでは、土器の製作技法Ⅱ供給源などから想定される生活様式が、全く異なっているらしい。右岸地域に関しては、甘楽郡地域との親近性が認められるらしいのである。

また、信濃国から上野国に至る交通路に関しては、古くから鑄川流域地域を通過するルートが主要なものであり、吾妻川流域ルートがこれに次ぐものであった。碓氷川流域ルートは古くから通じていたが、メインルートといえる性格のものではなかった。ここに東山道「駅路」が敷設されたのも、全く政治的な契機になるだろう。

直前の遺跡分布の比較的薄い「坂本」に駅が設置されたのも、東山道設置の前提となるもので、石上部君Ⅱ上毛野坂本朝臣氏の中央と地方との双方にまたがる政治的策動による。そこには、甘楽郡から政治的役割を剥奪するような意図が見え隠れする。

さらに、大東急記念文庫本『倭名類聚抄』郷名には、「碓氷・多胡・緑野」の三郡に「浮（俘）囚」の記載がある。陸奥国方面から移住させられた俘囚は、租税などの優遇措置を受けながら、全国に分置されていたことが知られるが、これが郷名として掲載されているのは、上野国の三郡を除けば、周防国吉敷郡や播磨国賀古・賀茂・三芸郡（いずれも「夷俘」郷）程度であり、かなり例外的である。これらが実体を伴うような「郷」なのか、どこかの郷に付された注記なのかで評価は変わってくるが、いずれにしても同時代の社会情勢を考慮すれば、新たな紛争の種子として、受け入れ側としてはありがたい存在ではなかったはずである。国府の監督の目が行き届くような地点に配置されたのだろうが、これら三郡は甘楽郡を取り囲む諸郡であった。これらの諸事象の重複を、単なる偶然と片付けることはできないだろう。

時代は下るが、上野国一宮は鑄川流域の地域勢力（物部氏）が奉祭する甘楽郡の貫前神社であり、政治的実権があ

るのかどうかは問題だが、宗教的には一応優遇された形になっている。群馬郡に国分寺が存在することに代替する措置なのではないか。しかし、国司は国内巡察を放棄して、総社に参拝すればよいというような時期であれば、名目上以外の何ものでもないということになる。

いずれにしても、以上七世紀後半〜八世紀前半に関して述べてきた内容を簡潔に整理すれば次のようなものになる。

- ←
 - ・カムラ評（十九里…大郡）
 - ←ウスヒ評の分立
- ・カムラ郡（十七里…上郡）
 - ←タゴ郡の分立
- ・甘楽郡（十三里…上郡）
 - ←

当初の内容から、三割以上も削減された地域の運営は、かなり困難なものであったと思われる。それを慰撫する形で郡領級氏族への「物部君」氏への改姓が許された可能性がある。天平神護元年（七六五）十一月の物部蟪淵等五人、及び同二年五月の磯部牛麻呂等に対する改賜姓は、そうした性格のものではなかったか。二つの記事の間の時期（天平神護二年五月）に、上野国内の新羅人一九三人に「吉井連」姓が与えられるのも、通説通り関係しているかもしれない。但し、右の記事では居住地が郡単位には絞られておらず、「一九三人」が郷戸主で、家族も含めた改姓対象者

が一郡全体の大部分を占めるということとはなかったろう。

しかし、右のような支配権は絶対的でも永続的でもなかった。弘仁四年（八一三）二月には、甘楽郡大領として壬生公郡守が「戸口増益、為民所懐」を理由に叙位に与っている。郡守は勲位を帯するので、直前の征夷戦争に従軍し、生還した人物になるだろう。上野国内でも鐮川流域は、水田可耕地の造成が進んでいたとみられるので、そのような地域開発に具体的に貢献した人物と思われる。新興勢力とまではいえないだろうが、古く金井沢碑に人的結合を示す物部氏・磯部氏といった氏族の他にも、有力な地方豪族は存在したのである。

一方美濃国席田郡は、美濃国守笠麻呂（4）と多胡立郡の実施者でもある尾張国守平群安麻呂の協業で、「尾張国人席田君邇近」と「新羅人七十四家」遷居させて靈龜元年（七一五）に立郡された。美濃按察使にもなった笠麻呂は、尾張国もその管轄下に置いた時期がある。多胡郡との共通性が注意される事例である。

現地は濃尾平野の北端に近く、広域条里地帯の一部に含まれる（5）。かつては「郡府」の地名もあつたようだが、現況では本巢郡と方県郡とに挟まれた極小地域であり、郡として成り立っていない。『倭名類聚抄』郷名としては「美和・磯部・那珂・名太」の四郷が知られるに過ぎず、往事も現在より広い領域を占めていたとは考えにくい。

この席田郡は、立郡から約四〇年後の天平宝字二年（七五八）には「新羅人七十四家」の子孫とみられる無姓の「子人」が郡司（大領）として居住しており、中衛の「吾志」とともに賜姓を請い、「賀羅造」姓を許された。中衛は天皇に直属する軍事力であり（6）、本来新羅人でありながら、身分審査の厳しかったとみられる職務に就いているのは、やはり何らかの特殊な人脈なりを持っていたとみるべきだろう。

ところが、それからさらに約八〇年を経過した承和三年（八三六）には、本来広いとは言えない郡内に「三十町」もの空闲地を生じていたのが知られている。また承和五年には、郡領氏族であつたはずの賀羅造氏に代わって、「国

造真祖父」なる人物が有力者として現れてくる。美濃国の国造氏は大宝二年の美濃国戸籍にも多数見られるような、七世紀以前から続く地域の有力者であった(7)。立郡とともに移住してきた渡来人は、一時的に在来の勢力を水面下に追いやったが、時間経過とともに駆逐され、非常に印象を薄くしていったのではないか。

こうした現象は、美濃国席田郡に限ったことではなく、全国的に見られるものであったろう。史料的には空白でも潜在化した来勢力が根強く存在し、皮相的に移配された渡来人に代表される政策的集団を、徐々に排除していったのである。

これらのことは、鑷川流域を中心とした上野国西部地域の潜在的な地域勢力として、物部氏が存在し続けたこと(8)と類似している。少なくとも多胡郡の場合、渡来人の居住が絶無とまでは言えないが、少なくとも多数であったとは言えないのではなからうか(9)。

2、多治比三宅麻呂と平群安麻呂

多胡碑にも見える多治比真人三宅麻呂は、「切れ者」が多かった多治比真人嶋の息子世代の中でも出色の存在であった(10)。密かに反発を覚える者も少なくなかったはずで、穂積朝臣老と共に誣告の嫌疑によって失脚する。伊豆諸島の三宅島は三宅麻呂の流刑に由来するとされるのである。むしろ、「羊太夫」の下敷きとなっているのが、三宅麻呂なのではないかと考える。三宅麻呂の経歴に関して整理すると、次のようになる。

・大宝三年正月：正六位上で東山道巡察使に任官

・慶雲元年正月：従五位下に叙位

- ・同四年十月：文武天皇大葬に際し御装司に任官
- ・和銅元年二月：催鑄錢司長官に任官
- ・同二年三月：造雜物法用司に任官
- ・同四年三月：多胡立郡に關与、時に左中弁正五位下
- ・同四年四月：正五位上叙位
- ・同六年正月：從四位下叙位
- ・靈龜元年正月：從四位上叙位
- ・同年五月：左大弁任官
- ・養老元年三月：石上麻呂薨去に際し、弔賻使に任官
- ・同三年正月：正四位下叙位
- ・同年九月：河内国攝官に任官
- ・同五年正月：正四位上に叙位
- ・同六年正月：謀反を誣告し、斬罪に処せられるが、皇太子の奏により死一等を減じ、伊豆嶋に配流

なお、『本朝月令』所引の式部記文にも和銅四年四月の叙位記事が引かれているが、これは多胡立郡に対する褒賞的な叙位になるであろう。その叙位が、翌月に即座に実施されていることに、大変強い政治的意志の介在を感じさせる。三宅麻呂は、東山道巡察使として実際に武蔵国・上野国の国境付近に赴き、和銅改元を演出した中心人物とされている。多胡立郡も、中央政界の台閣の話題に上るような国家的政治案件であった可能性は高いだろう。同時代の最

先端の施策に関与するなかで昇進を重ね、三位の目前にまで到達するのは、同世代に多数いる多治比真人嶋の兄弟と比べても、抜き出た才覚を持っていたと思われる。最終的には、主体的に陰謀に参画することよって失脚するというのも非常に象徴的である。多胡立郡をめぐる政治状況というのも、中央と地方の双方で同様な利害が渦巻いていた可能性がある。

また、多胡郡設置段階の上野国司は、平群朝臣安麻呂であつた。安麻呂関連の記事は次のようなものである。

- ・慶雲四年二月：従六位下より従五位下に叙位
- ・和銅二年十月：上野国守に任官
- ・同四年四月：従五位上に叙位
- ・同七年十月：尾張国守に任官、美濃国席田郡設置に関与
- ・靈龜元年四月：正五位下に叙位

三宅麻呂の場合と同様に『本朝月令』所引式部記文の和銅四年四月の叙位記事が引かれている。多胡立郡の翌月に即座に行われたこの叙位は、都合四六名の成選者が対象の通常の叙位であるとされるが、多胡立郡の直後であり、その重要な政治的意義を示唆している。安麻呂に関して注意されるのは、転任後の尾張国守として、美濃国守笠朝臣麻呂と連携して美濃国席田郡の立郡に貢献したことである。この件に関しても翌年に叙位されたのは、政策遂行に関する褒賞の意味があつたためと考えられる。按察使などで共通する人物が度々見られるのは、同時代の人物による偶然と言うよりも、特定の政策的意図の反映によると考える。

さらに安麻呂の出身母体である平群朝臣氏は、本来大和国平群郡の在地勢力出身であったと見られる。平群郡は、大和盆地でも北西部の狭小な郡であり、その位置から上宮王家またはその領地を継承した敏達系王族と深い関わりを持っていた。上宮王家または敏達系王族は、「佐野三家」と密接に関わる上野国片岡郡とのつながりがあったと見られる(11)。全く未知の律令官人が突然やって来て地域編成を断行するよりも、先祖からの古いつながりを持つ関係者と目される人物が情状に訴える方が、いくらか事態が好転するという配慮がなされた可能性を否定できない。

多胡立郡は、地域の特殊な情勢を踏まえ、中央の全国的な政策遂行のために行われたのであり、そこには通説のように「渡来人」が介在することもあったかもしれないが、それが圧倒的多数とか指導的な立場という評価は、必ずしも当たらない可能性がある。そのことは、次節で述べるように遺跡調査の実状からも裏付けられる。

3、高崎市矢田遺跡の調査

矢田遺跡は、群馬県南西部の高崎市吉井町矢田にあった(12)。遺跡そのものが、多胡郡を構成する郷の一つであった「八田郷」の部分であることはほぼ疑いがない。

現地は、東流する鑄川の右岸で、やや大きな平坦面を形成する中位段丘上にある。付近の同一段丘面や上下の段丘面には、各時代の様々な内容の遺跡が広範に分布して、その密度は群馬県内でも非常に高い部類に属する。周辺地域では、これまで旧吉井町教育委員会などによって調査例が蓄積されているが、ここで問題にする地点は、一連の上信越自動車道に伴う開発のうち、吉井インターチェンジの建設に先立って、財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下「群埋文」と略す)が、昭和六一年〜平成三年にかけて調査を実施した。

内容は通常の集落遺跡と大きく異なるものではないが、調査の早い段階で「八田郷」と記された文字資料が出土し、

遺跡名称にも採用されたこの地点の大字名とともに、遺跡が集落として機能していた当時の名称を承知した上で、調査を実施するという例外的な属性を持っていた(13)。

調査対象面積は約九万㎡に及ぶが、実際には何面かの文化層を調査するので、この二〜三倍に達する。旧石器の遺物も僅かに確認されているが、調査範囲のなかで人間の居住が本格的に開始されるのは縄文時代中期(加曾利E3期)をまたねばならなかった。但し、同時代の集落の中心は調査範囲外になるようで、北部に四軒の住居跡が確認されたに過ぎない。

以後、長期間に亘って居住の痕跡は知られておらず、特に弥生時代に遺構・遺物は確認されていない。調査範囲に關しては古墳時代になっても低調で、ほとんど遺物を残さないような住居跡が古墳時代前期五軒、同中期二軒程度しか検出されていない。

こうした傾向に変化が見られるのが、古墳時代後期になってからであり、それから奈良時代にかけて急激に住居跡が増加する。特に古墳時代後期の竪穴住居跡の規模は概して大きく、台地の中央部に重複を避けるように計画的に立ち並んでいた。遺物も、使用状況を残すような大量廃棄の例が多く認められる。方位を変えてカマドを作り替える事例が多く見られ、掘り込みの規模も拡張するなど、個々の住居をしっかりと造って、他の時期より長期間居住していた様子が想像される。

渋川市黒井峯遺跡の事例(14)では、竪穴住居跡以外にも平地住居跡や柵などの施設が知られており、柵によって不整形に圍繞された庭状の区画が、畠や道路など共に確認された。矢田遺跡の丘陵上もほぼ同様な状況であったとすれば、同時存在のものはやや疎らであるにしても、かなりの密度で建造物が建ち並んでいた可能性がある。

奈良時代の住居跡は、規模そのものには見るべきものがないが、掘り込みの深いものが多く見られる。カマド等の

付属施設も以前よりは凝った造りのものがあり、遺物面でも土器・石器以外に金属器などを含む場合が増えてくる。この時期の住居は、古墳時代後期の竪穴住居跡と重複することが多いが、黒井峯遺跡によって明らかになった通り、廃絶後まだ埋まりきらない竪穴住居跡がクレーター状に残っていて、その窪みを利用した竪穴住居の建設を行っているように見える場合がある。

平安期の竪穴住居跡は、長期間に亘って安定的に存続しているように見えるが、全体としては集落規模が縮小しているようである。個々の竪穴住居跡の掘り込みは浅く、その規模自体も小さい。何軒かに一軒の割合で大きな住居跡があり、その住居跡の遺物には特異なものが目立つ。蒸し焼きになった絹製品や各種の文字資料などが知られている。立地条件も台地の縁辺や傾斜面など、もつと条件がよい場所があるにもかかわらず、分布域が拡散する傾向がある。遺構の残りの悪さに注意すれば、分布の空白域に掘り込み等を残さないような建築物があったのではないかという想定はそれなりに支持できる。下位段丘面などへの生活域の拡大と、調査範囲（丘陵上）の竪穴住居跡の密度の低下には相関関係があるかもしれない。

矢田遺跡の所在地は、かつて多胡郡に属していたが、和銅四年（七一）に成立した多胡郡に関しては、この周辺に所在する集落遺跡としては、例外的に関連資料を比較的多く残す。立郡の事実を伝える資料に、

① 「多胡碑」（和銅四年三月九日）、

② 『続日本紀』和銅四年三月辛亥条

の二つがある。これらは紀年資料であり、通常存在しない性格のものである。しかし、同時代には自明であったことが省略されて、必要最小限度の記述であるために、内容の細部に関しては諸説が林立する状態になっている。

また、多胡郡の具体的な構成郷名に関わる資料として、

③ 『倭名類聚抄』 郷名

があり、七郷の郷名が記されている。立郡時の②の段階の六里に「俘囚」が加えられており注意される。さらに例外的な資料に、

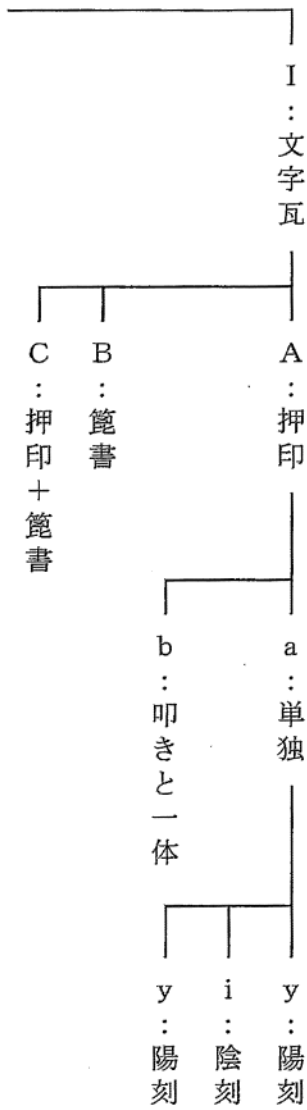
④ 「正倉院宝物銘文」

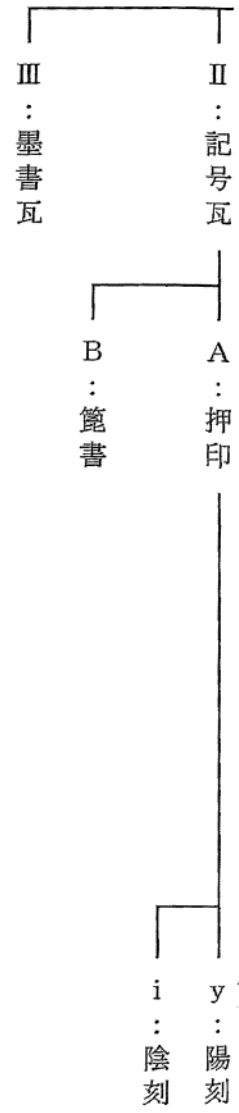
がある(15)。「上野国多胡郡山部郷戸主秦人某」が納めた庸布に記されたものである。人名部分が切断されているが、必要事項の大半は残存していて、「上野国印」も捺印されているものである。

④ と同様な貢進物に関する事例として、

⑤ 上野国分寺出土瓦銘(16)

がある。基本的な性格については議論が分かれているようだが、上野国分寺については、これまでも近隣の武蔵国分寺・下野国分寺などと並んで、文字瓦の出土が目立っていた。古くからコレクションされていたが、最近の史跡整備整備に先立つ調査によって、その内容が改めて整理された。上野国分寺本体だけでなく、周辺の遺跡からも多量に検出されているし、総数二千点以上と言われるその内容は一様ではないが、概ね次のように整理されている。





以上のうちで当面問題になるのが、最も点数の多いI・B型である。この型の所属年代は押印のタイプが属すると見られる創建期ではなく、平安時代の補修段階になると思われる。そのなかには数文字に及ぶものもあり、多胡郡関係の地名とみられるものがある。基本的には「地名(郷名) + 人名」という型で定型化している。特に人名の方は、寄進者の氏名とか、製作者の氏名とか諸説あるが、平安前期の一時期とはいえ、なぜ補修用瓦の負担が多胡郡に集中しなければならなかったかなど、未解決な問題は多い。

多胡郡関係の事例を郷単位で整理すれば次の通り

- 【山字郷】山字物マ子成 / 山字物マ○ / 山字子文麻呂 / 山字吉丸 / 山字物マ乙麻呂 / 山浄麻呂
- 【八田郷】□八田□ / 八伴氏成 / 八田大(山) / 八里人 / 八阿子麿 / 八田子石次
- 【辛科郷】辛子浄庭 / 辛槐 / 辛日
- 【織裳郷】織山長麻呂 / 織子人
- 【武美郷】武美子 / 武秋足 / 武家主 / 武乙総 / 武鯨

※「大家郷」関係と見られる例もあるが、判然としない。

矢田遺跡の居住者に、直接関係するとみられる事例のうち、「物マ」は文字瓦以外にも資料があり、八田郷内や多

胡郡内だけでなく、鑄川流域全体を通じて一定以上の影響力を持っていたと推測できる。「伴氏成」のウジ名は「(大)伴」であろう。「阿子麿」が「阿倍」でよいとすると、八田郷内の居住氏族は上野国内の周辺他地域でも一般的に知られるような人名である。少なくとも今日知られている資料だけでは、しばしば問題にされるような渡来人が、実際に居住していたかどうかについては言及できる状態ではない。

以上が、矢田遺跡の調査以前から周知されていた資料であるが、今回の遺跡調査に際して遺構から出土した文字資料(⑥)もある。通常の遺跡調査の事例と同様に、土器や石製品・文字瓦などに記されるが、石製紡錘車に刻まれた例や「焼印」などが興味深い。また、判読不能な例や一文字で意味不明の例は多いが、数文字を記す例や意味の明らかな事例が含まれ注意される。実際に調査された遺構数に比較すると、文字資料の出土点数は多いとは言えない。しかし、平安時代の竪穴住居跡に限ると出土点数は、標準的な集落のそれに近似する。但し矢田遺跡の場合、撚糸を製作するための紡錘車(石製・鉄製・土器転用等)の出土点数の多さが際だっており、しかも地域全体の出土傾向に行する時期に集中していたので、繊維製造に特徴のある集落であった可能性が看取できた(17)。

個別の事例で字数が多いのは、石製紡錘車に刻字する例で、十一文字と十文字がある。それぞれ「八田郷」と三回ずつ繰り返す。二個を合わせると「大家郷」と読めるが、隣接地に関わるものの詳細は不明である。

・ 八田郷 八田郷 八田郷 家郷
・ 八田郷 八田郷 八田郷 大

地方の一般農村の遺跡から出土した文字資料で、単純な固有名詞だけでなく、動詞「為」が含まれる事例はかなり珍しい。従来から周辺地域には、公私の「牧」の設置が推測されており、焼印の出土と相俟って注目されるのが次の事例である。

・牝馬 馬手 為嶋名

一連の語句が、有意味であるという前提で読み下すと「牝馬ノ馬手ヲ嶋名ト為ス」となる。「馬手」は「牝馬」の名、「嶋名」も名で、改名に関わる文言かと思われるが、意味不明とせざるを得ない。この付近では、中位段丘面を南北に開析する幅広の谷が何本もあり、それを柵や堀で仕切ると簡易な牧が造成できる。そこで飼育された馬匹は、税物等の運搬を生業とする「物部」集団の商売道具であった。上野国西半部では、東山道「駅路」を外れた地域に大小多くの「私牧」が設置されていた可能性がある。

調査の初年度に検出され、矢田遺跡を代表する遺物となったのが次の事例である。

・物マ郷長

「物マ」と読める事例には、少なくとももう一点あり、そちらには矢田遺跡で複数検出され、他の遺跡でも確認されている「一八」という刻字もあった。「(地名)郷長」が一般的な表記だが、「(氏族名)郷長」は珍しい。消失した地名があった可能性も残るが、前述の史料の多胡郡を構成する郷名の中には全く見ることができない。高崎市で検出された「物部私印」もそうだが、出土状況を勘案しながら、「物マ郷長」を字面通り解するなら、ある段階の「八田郷長」が「物マ」氏であったことになり、鑓川流域や群馬郡く片岡郡域などでの居住が知られる物部氏と整合性があることになる。

矢田遺跡の集落に関しては、多胡立郡の段階からの構成要素であったことが明確である。同一地点での変化に加え、同時期の他地域の遺跡の状況とも比較検討が可能である。しかし、矢田遺跡の遺構・遺物や、実際の居住者が確認できる人名などの様相をみても、世間で喧伝されるような渡来人は知られておらず、多胡立郡が「渡来人の集住によって実行された」とする通説(18)は俄かに信じがたい。

当時の社会状況からいって、渡来人が全くいなかったということも断定しにくいとみられるが、少なくともそれが圧倒的多数であったとは言えないのではないか。逆に、国境とか人種とか民族といった現代的には政治的差別の要素を含む可能性のある渡来人を、過剰に区別して考えることに問題があると考ええる。矢田遺跡の調査結果は、端的にあるべき歴史像の方向性を示していると考ええる。

小結

和銅四年（七一）の多胡郡設置問題は、六世紀代の火山災害によって壊滅した地域の組成が、徐々に再生する過程で生じた特殊な地域情勢を解消する目的で実施された（19）。そこには非常に強い中央の政治的意志が投影されている。しかし、数次の渡来人移植などの結果行われた政策は、結局皮相的な成果に留まり、しばらくの期間、新規の勢力と伝統的な勢力とによる、重層的な支配が継続されることになった。結局、後者が前者を駆逐する形で再生を達成するが、このことによって地域勢力の分立傾向が持ち越されることになり、後世強力な地域的統合を生み出すことなく推移してゆく遠因となっていた。

鑄川流域の東端の位置を占める多胡郡は、畿内から最短の陸路である信濃国諏訪郡く佐久郡付近を經由する交通路の山間地の終末点に位置する。当時の開発技術に適合した地形条件によって流域全体に条里型土地区画に表示される開発が展開することになった（20）。そこから東は、関東平野を構成する洪積台地や沖積地で占められ、比較的平坦で低平な地勢が連続していた。

そこではまた、七、八世紀段階に、西からの交通路と南からの交通路とが交差する位置が、関東地方北部（上毛野）であった。国家的な交通の成立・行政区画の新設は、地域の政治情勢にも少なからず影響を与えたものと想像される。

様々なイメージの原点にある、多胡碑文中の「給羊」の語句を、郡司任命に関する語句と考えなければ、今日描かれている歴史像と、大きくかけ離れた地域全般に関する歴史像が成立することになる。その可能性は、非常に大きいのではないか。

平成二三年（二〇一一）が、「多胡建郡一三〇〇年」ということで、かつての尾崎説一辺倒ではない新たな検討成果が蓄積されるようになってきた（21）。こうした問題に関しては、様々な視点から検討が加えられることが望ましい。決定的な根拠となる史・資料が欠落した状態で、歴史的事実とひとつの解釈の結果とが、あたかも一致しているかのような不都合が蔓延しないことを切に願う。

注

(1) 尾崎喜左雄の一連の成果は、群馬大学受業生有志の編集によって著作集に集成された。古代史に言及する部分を刊行順に示せば次の通り（いずれも同刊行会編）。

- ・『上野国の信仰と文化』（一九七〇年）
- ・『上野国神名帳の研究』（一九七四年）
- ・『上野国の古墳と文化』（一九七七年）
- ・『上野三碑の研究』（一九八〇年）

(2) 著作集に結実した成果の前提作業として学位論文『横穴式古墳の研究』（吉川弘文館、一九六五年）があり、そこには発掘調査に象徴される、多くの教え子の様々な協力・援助が投影されている。

(3) 秋池武「多胡碑の石材的検討」（東野治之・佐藤信『古代多胡碑と東アジア』山川出版社、二〇〇五年所収）。

- (4) 野村忠夫『古代の美濃』（教育社、一九八〇年）。
- (5) 水野時二『条里制の歴史地理学的研究』（大明堂、一九七一年）参照。
- (6) 野田嶺志『律令国家の軍事制』（吉川弘文館、一九八四年）参照。
- (7) 佐藤宗諄「承和期の政治的特質について」（『平安前期政治史序説』東京大学出版会、一九七七年所収）。
- (8) 松田猛「中世史料から見た古代氏族」（西垣晴次先生退官記念『宗教史・地方史論纂』刀水書房、一九九四年所収）。
- (9) 拙稿「畿外の渡来人」（『東国の古代氏族』岩田書院、二〇〇七年所収）。
- (10) 米沢康「穂積朝臣老の境涯」（『日本古代の神話と歴史』吉川弘文館、一九九二年所収）。
- (11) 平林章仁『七世紀の古代史』（白水社、二〇〇二年）参照。
- (12) 拙稿「古代集落遺跡の地域史的意義」（野田嶺志編『村のなかの古代史』岩田書院、二〇〇〇年所収）。
- (13) 井上唯雄「線刻をもつ紡錘車」（『古代学研究』一一五号、一九八七年）、内木真琴・中沢悟・鬼形芳夫「吉井町矢田遺跡出土の文字資料について」（『群馬文化』一九八七年）。
- (14) 石井克己・梅澤重昭『黒井峯遺跡』（読売新聞社、一九九四年）。
- (15) 松島順正『正倉院宝物銘文集』（吉川弘文館、一九七八年）。
- (16) 群馬県教育委員会『史跡上野国分寺跡』（一九八八年）。
- (17) 中沢悟・春山秀幸・関口功一「古代布生産と在地社会」（財）群馬県埋蔵文化財調査事業団『群馬の考古学』、一九八八年）。
- (18) 前掲注（1）尾崎著作集参照。

(19) 拙稿「上野国多胡郡山部郷に関する覚書」(『信濃』三六卷十一号、一九八四年)、同「大宝令制定前後の地域編成政策」(『地方史研究』三六卷十一号、一九八六年)、同「中高瀬上ノ原遺跡一二一号土坑出土の刻字土器の地域史的意義」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『中高瀬上ノ原遺跡』、一九九三年)等参照。

(20) 拙稿「鏑川流域の条里的地割」(『条里制研究』二号、一九八六年)、拙著『上毛野の古代農業景觀』(岩田書院、二〇一二年)。

(21) 近年、多胡碑を含む「上野三碑」に関する関心が急激に高まり、多くの論著の刊行をみるようになった。主要なものを示せば次の通りになる。

- ・平野邦雄・新しい古代史の会編『東国石文の古代史』(吉川弘文館、一九九九年)。
- ・東野治之・佐藤信『古代多胡碑と東アジア』(山川出版社、二〇〇五年)。
- ・前沢和之『古代東国の石碑』(山川出版社、二〇〇八年)。
- ・松田猛『上野三碑』(同成社、二〇〇九年)。
- ・土生田純之・高崎市編『多胡碑が語る古代日本と渡来人』(吉川弘文館、二〇一二年)

第三章 律令的地域編成における東山道北辺地域と東国

はじめに

八世紀の律令国家は、その政治的要請のなかで、東山道北部（東北）地方と西海道南部地域を「化外」と認識し、その懐柔と侵略に努めたと一般に考えられている（1）。そして、それを基底部分で支えていたのは、地域的・歴史的に「化内」のなかでも各々に隣接する東国地域または西海道北部地域であった。こうした起源は、直接には七世紀中葉以前にまで遡及するようだが、ある意味で断片的とさえ言える考古学的成果でさえ、この「認識」が律令国家自身の架空の所産である可能性の強いことを示唆している（2）。

右の人の移動は、一方通行ではなくて「中央↑↓地方」の双方向的なものであった（3）。しかも、後の畿内地域を中心に「西」日本と「東」日本との双方向に向かって対称を意識したのではないかと感じさせる類似性を伴っている。それぞれの内容には時期的変遷があり、相互に対象地域の変動も認められるようである。こうした問題を、改めて「地域編成」の視点から再構成してみると、どのようなことが考えられるのか。律令国家によって、長期間に亘り人的・物的負担を強いられたはずの東国地域は、その結果として経済的疲弊・治安の悪化が招来された（4）。そのことが次の段階への大きな原動力となっていた。

以下、東日本各地と東北地方との人の「移動」を中心に検討を加えてみたい。

1、出羽国の設置と陸奥国

既に多くの論考のなかで指摘されてきていることではあるが、律令国家の東北政策を特徴づける住民の強制移住は、特に初期には郡・郷（里）を単位とする集団の移住を基本としており、そのことは端的には東北・東国の双方に共通する地名に示されると考えられている（5）。但しそうであれば、郡・郷（・里）が地域名称として、どの程度確立していたのかにもよるが、少なくとも元の居住単位が消滅してしまうような、規模と形式のものではなかったことを示していることになるだろう。

『倭名類聚抄』郷名については、近年木簡などの出土文字資料によって徐々に明らかにされてきている（6）が、早く消滅してしまった事例（郷里制の廃止などの段階で、実態とは別に消滅させられたものなどが少なくない）を網羅しておらず、その成立に先立つ九世紀後半頃までの実態を示すものであるとされる。右のような理解によれば、人の移住によってムラが消失する事態も充分あり得たことになる。

従って、直接八世紀代の地名と結びつけて考えることにためらいも感じるが、およその傾向を把握するために、可能性を含むもの程度でも除外せずに整理したのが次表である。

表 陸奥国の郷名に見える東国地域の郡・郷名

郡名	郷名に見える東国地域の郡・郷名
白河（セ）○	◎（常陸・飛騨）、大村（常陸・信濃）、丹波（常陸）、松田（相模）、入野（常陸）、長田（伊賀・伊勢・遠江・上野）、小野（尾張・遠江・武蔵・下総・常陸・上野）、藤田（武蔵）、小田（上総）、屋代（信濃）、高野（常陸・越中）
磐瀬（セ）○	◎、山田（伊勢・尾張・三河・遠江・武蔵・上総・常陸・飛騨・上野・下野）

会津(七)○	倉精(上総)、大島(相模・下総・近江・信濃)、大江(遠江)
安積(七)○	入野(白河郡)、芳賀(常陸・上野・下野・出羽)、小野(白河郡)、丸子(参照)、小川(伊勢・武蔵・下総)
(安達)	
信夫(七)○	亙理(宇多郡)
(刈田)	坂田(近江)、三田(伊賀・武蔵・美濃)
柴田	高橋(三河・遠江・下総・上野)、新羅(武蔵)
(名取)	井上(甲斐・常陸・出羽)、磐城(磐城郡)
菊多(キ)○	酒井(安房・越前)、川辺(駿河・常陸・美濃)、
磐城(キ)○	山田(磐瀬郡)、大野(三河・駿河・甲斐・上総・常陸・美濃・飛騨・上野・下野・越前)
標葉(キ)○	◎飯野(伊勢)、小高(常陸)、玉造(駿河)
行方(キ)○	磐瀬(磐瀬郡・宮城郡・賀美郡)
宇多(キ)○	◎(常陸)、多珂(常陸)
伊具	中村(伊賀・尾張・相模・武蔵・下総・常陸・信濃)
亙理(キ)○	静岡(信夫郡)
宮城	坂本(遠江・上総・美濃・上野)、望多(上総)
黒川	磐瀬(磐瀬郡・標葉郡)、丸子(安積郡)、大村(白河郡)、多賀(行方郡)
賀美	新田(武蔵・安房・上総・上野・下野)、白川(白河郡・宮城郡)
	◎(伊勢・遠江・甲斐・武蔵・常陸・越前)、磐瀬(磐瀬郡・標葉郡)

色麻	相模 (甲斐)、安蘇 (信濃・下野・出羽)
(富田)※	
玉造	◎ (磐城郡)、信太 (常陸・駿河・志太郡)
志太	◎ (常陸・駿河)
長岡	◎ (近江・越中・出羽)
(栗原)	
磐井	仲村 (宇太郡・磐井郡・新田郡)、会津 (会津郡)
江刺	山田 (菊多郡)、仲村 (宇太郡・栗原郡・新田郡)
胆澤	信濃・甲斐
新田	白河 (白河郡・宮城郡・黒川郡)、下野、上総
(讚馬)※	◎ (武蔵・安房・上総・下総・上野・下野・黒川郡)、仲村 (宇太郡・栗原郡・磐井郡)
小田	賀美 (賀美郡)
遠田	清水 (常陸・近江・信濃)
(登米)	行方 (行方郡)
桃生	磐城 (磐城郡・名取郡)
気仙	大嶋 (会津郡)
牡鹿	賀美 (小田郡)
耶麻	

(和我)
(稗貫)
(斯波)

註1—郡・郷名は基本的に『倭名類聚抄』の配列による。※は『倭名類聚抄』にないもの、(郡名)は地域再編成の痕跡のあるもの、○は「国造本紀」の国造名と一致するとされるもの、(セ)は旧石背国・(キ)は旧石坂国。

註2—郷名のうち、◎は郡名が共通のもの、それ以外の基本的な表記は郷名(東国地域の国名・東北地方の郡名郡)。また、(地名)は国内に同名の地名が存在する場合。数回に亘って出てくる場合・派生的なものは省略している。以下同じ。

表 出羽国の郷名に見える東国地域の郡・郷名

郡名	郷名に見える東国地域の郡・郷名
最上	山方(美濃・下野)、芳賀(常陸・上野・下野)、八木(近江・上野)、山邊(上総)
村上	大山(武蔵・常陸・美濃・越前・越中)、長岡(近江)、大倉(相模・下野)、桑田(下野)
置賜	廣瀬(武蔵・近江)、厩代(信濃・白河郡)、宮城(宮城郡)
雄勝	大津(駿河・常陸)、中村(伊賀・尾張・相模・武蔵・下総・常陸・信濃)
平鹿	大井(駿河・甲斐・武蔵・安房・下総・常陸・近江・美濃・信濃・下野・陸奥)、邑治(能登)
山本	◎(近江・美濃)
飽海	◎(三河)、大原(近江・飛騨)、厩代(置賜郡)
川辺	◎(遠江・駿河・常陸・出羽郡)、中山(越前)、邑治(平鹿郡)
田川	新家(伊賀)、大泉(川邊郡)

出羽
秋田

大窪（下野）、川邊（川邊郡）、井上（甲斐・常陸）、大田（遠江・下総・常陸・美濃・信濃・上野）

整理の基準とした『倭名類聚抄』の郡名の配列順序には、多少の例外もあるが、基本的には次のようなグループ分けが可能である。

a 陸奥国

- ① 現在で言う、いわゆる「中通り」を北上（旧石背国地域）
- ② 同じく「浜通り」を北上（旧石城国地域）
- ③ 同じく「陸前」地域を北上
- ④ 同じく「陸中」地域とその他

b 出羽国

- ⑤ 同じく「羽前」地域内陸部を南下
- ⑥ 同じく「羽後」地域内陸部を北上
- ⑦ 同じく「羽前」地域海浜部を北上

これらのうち、郡・郷名などの分布状況から見ると、①と②（Aグループ）、③と⑤・⑥・⑦（Bグループ）に類似点がある。④は『和名類聚抄』段階（平安中期）でも特異な要素がある（Cグループ）。

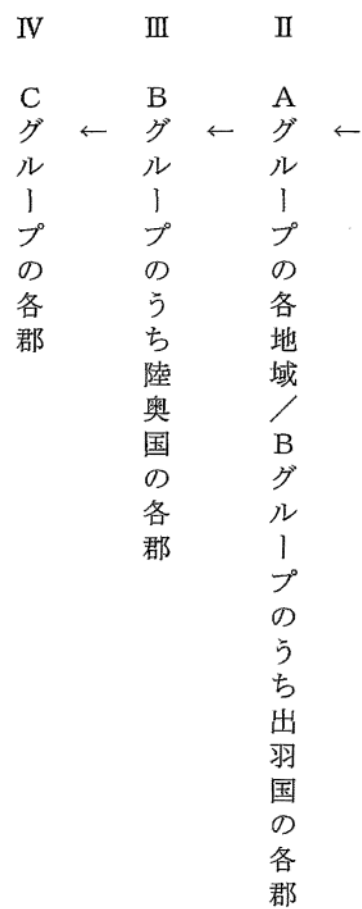
頻度は決め手にならないかもしれないが、一口に東北地方といっても、陸奥国と出羽国とでは国自体の規模の違いを反映して、陸奥国の頻度が高い。また、陸奥国内部でも、その中心は旧石城・石背両国地域にあり、それ以北になると、宮城郡のような比較的南部に位置する郡を除けば、全国的な地名の類似性と比較して、著しく高い頻度とすることはできない。

但し、注意しなければならぬのは、頻度の高い小地域では「郡ないし郷」といった微細な地名を想定せざるを得ない残存なのに対し、頻度の低い小地域では、「郡ないし国」といったやや規模の大きな地域名称が残存することである。そしてその主体は、東国地域の地名が直接来ていると見るよりも、一旦陸奥国南部諸地域を経由していると思われるべき事例が目立つ。

各グループ毎に整理し直してみると、Aグループは東国地域の郡・郷名と一致する頻度が比較的高い。所属郷数による郡の規模にもよるが、旧石背国地域の白河・磐瀬二郡や、旧石城国地域の菊多・磐城二郡のように郡名自体が一致し、郷名の一致頻度も比較的高い中核郡がある。これら四郡は、常陸・下野両国境に近い南端に位置する。そのほか、柴田郡には「新羅」郷があり、渡来人の移住を直接跡付けている。次にBグループは、東国地域の郡・郷名もさることながら、Aグループの中核的各郡の地名が含まれるという特徴がある。そして、それらの頻度は総じてAグループよりも低い。最後にCグループは、Aグループのうち①の中核的郡名を含むほか、東国地域の各国名を直接郷名に採用するという特徴がある。

以上をまとめてみると、先ず移住の順序について

I 東国諸地域



のような各段階があつたと思われる。なお、郷名への国名の採用を重視すれば、I↓IVのような移動距離の長い場合も当然あつたとみられる。それらを跡付けるのは

- ・色麻郡相模郷
- ・江刺郡信濃郷・甲斐郷
- ・胆澤郡下野郷・上総郷

のような各郡の諸郷が認識できる。その前後関係には検討の余地があるし、現実には同様の事例がさらにあつたはずだが、『和名類聚抄』郷名段階では既に消滅していたのだろう。

次に移住の規模（Ⅱ単位）について

- ・郷単位：Aグループを中心とする
- ・郡単位：Bグループを中心とする
- ・国単位：Cグループを中心とする

のように整理できる。Cグループは前掲の三郡の五郷である。これらの郷の所属する各郡は、いずれも郷数の少ない一郡の広狭には必ずしも対応しないだろう一場合が多いので、あるいは郡内での東国地域からの移住者の相対的な位置は、かなり大きな意味を持つていたかもしれない。

天平期を挟んだ前後の時期で、移配に従事した階層が変質していることは、既に指摘されていることである。神護景雲二年（七六八）以降は、動員された地域も「陸奥及他国」という表現が見られるようになってきており、右に見てきたような分類は、そのような段階差に起因していると見て差し支えないだろう。

流動性の高い地名を根拠にするため、断定的なことは言えないが、東国地域の人々の移住に関しては、各地に対して平均的に行われたわけではなく、一時的に石城・石背両国として建置された二つの地域が重要な意味を持っているのではないか。石背・石城両国の建置は、全国的な地域編成の流れのなかで偶然発生したのではなく、陸奥国の本格的な編成の準備段階として、周到に準備された政策のひとつであったと考える。このことは、前述の諏訪国の建置とも密接に関係しているだろう。

2、移民供給源としての東国地域

右の見通しを考えるために、今度は逆に東国地域を中心に整理し直してみたのが次表である。

表 東国地域に見る東北地域の地名

国名	I 旧石城国	II 旧石背国	III 陸奥国	IV 出羽国
伊賀国	伊賀郡長田郷	名張郡中村郷	阿拜郡三田郷	名張郡中村郷・阿拜郡新家郷
伊勢国	飯野郡長田郷・度会郡山田郷・ 老志郡小川郷	飯野郡	川曲郡賀美郷	
志摩国				愛知郡中村郷
尾張国	丹羽郡小野郷・山田郡山田郷	愛知郡中村郷		
参河国	賀茂郡山田郷	額田郡大野郷	賀茂郡高橋郷	匏海郡
遠江国	長田郡長田郷・磐田郡小野郷・ 周智郡山田郷・榛原郡大江郷	浜名郡坂本郷	城飼郡高橋郷・賀美郷	長下郡大田郷・周智郡大田郷
駿河国		安倍郡川邊郷・志太郡大野郷	志太郡	志太郡大津郷・富士郡大井郷・ 安倍郡川邊郷
伊豆国		駿河郡玉造郷		
甲斐国		山梨郡大野郷	山梨郡井上郷・ 都留郡賀美郷・相模郷、	巨摩郡大井郷・山梨郡井上郷
相模国	足上郡松田郷・鎌倉郡大嶋郷	余綾郡中村郷	甲斐(国)・相模(国)	鎌倉郡大倉郷・余綾郡中村郷
武蔵国	多摩郡小野郷・小川郷、 榛澤郡藤田郷・入間郡山田郷	男衾郡中村郷・賀美郡中村郷・秩 父郡中村郷	荏原郡三田郷・多摩郡新田郷・ 賀美郡新田郷、賀美郡	男衾郡大山郷・入間郡廣瀬郷・ 男衾郡中村郷・賀美郡中村郷・

美濃国	近江国	常陸国	下総国	上総国	安房国
	蒲生郡大嶋郷	茨城郡白河郷・真壁郡大村郷・河内郡大村郷・新治郡丹波郷・那珂郡入野郷・多珂郡高野郷・久慈郡山田郷・那珂郡芳賀郷	香取郡小川郷	海上郡小野郷・葛飾郡大嶋郷	壇生郡小田郷・市原郡山田郷・海上郡山田郷・壇生郡山田郷・海上郡倉精郷
厚美郡川邊郷・賀茂郡川邊郷・恵那郡坂本郷		那珂郡川邊郷・信太郡大野郷・行方郡小高郷・行方郡行方郷・多珂郡多珂郷・鹿島郡中村郷	匝瑳郡中村郷	望多郡	長狭郡酒井郷・海上郡大野郷・壇生郡坂本郷
	坂田郡・山県郡三田郷・坂田郡長岡郷・神埼郡清水郷	行方郡井上郷・多珂郡賀美郷・信太郡信太郷・筑波郡清水郷	結城郡高橋郷		朝夷郡新田郷
可兒郡大井郷・不破郡山本郷・山方郡・武芸郡大山郷	愛智郡八木郷・坂田郡長岡郷・高島郡廣瀬郷・浅井郡大井郷・野洲郡山本郷・坂田郡大原郷	那珂郡川邊郷・行方郡井上郷・鹿島郡中村郷・那珂郡大井郷・那珂郡芳賀郷・河内郡大山郷	匝瑳郡中村郷・相馬郡大井郷・郡大田郷	壇生郡山方郷・海上郡大倉郷	秩父郡中村郷・久良郡大井郷・児玉郡大井郷・安房郡大井郷

佐渡国	越後国	越中国	能登国	加賀国	越前国	若狭国	下野国	上野国	信濃国	飛騨国
雜太郡小野郷		砺波郡高野郷					那須郡山田郷・芳賀郡芳賀郷	吾妻郡長田郷・緑野郡大田郷・群馬郡小野郷・山田郡山田郷・勢多郡芳賀郷	水内郡大嶋郷	大野郡白河郷・荒城郡山田郷
賀茂郡大野郷		砺波郡大野郷		加賀郡大野郷	大野郡		那須郡大野郷	山田郡大野郷・碓氷郡坂本郷	伊那郡中村郷	大野郡大野郷
		砺波郡長岡郷			大野郡賀美郷		下野(国) 芳賀郡新田郷・安蘇郡安蘇郷	片岡郡高橋郷・新田郡新田郷	更級郡清水郷	小泉郡安蘇郷・信濃(国)
		婦負郡大山郷	羽咋郡邑治郷		大野郡大山郷・今立郡中山郷		那須郡大井郷・足利郡大窪郷	吾妻郡大田郷	筑摩郡大井郷・(屋代)	厚美郡川邊郷・安八郡大田郷
							芳賀郡芳賀郷・梁田郡	勢多郡芳賀郷・群馬郡八木郷	水内郡大田郷	大野郡大田郷
									埴科郡屋代郷・伊那郡中村郷	大野郡大原郷

これらの中には、単なる同名にすぎず、実体のないものも当然含まれているだろう。また、東北・東国相互で各々郡名段階・郷名段階があるので、主として時期差に起因するような違いを分別できないが、幾つかの傾向はわかるだろう。東山道については明確でないが、東海道の志摩国以西・北陸道の若狭国以西は、移住の対象に含まれていないようである。その他では、国の等級で言う小・下国も除外されている。これは「柵戸」の移住記事の具体的国名と一致する。

また、東海道では陸奥国に隣接する常陸国での地名の一致が多いほか、遠江・武蔵・上総・下総国等に若干のピークが認められる。国別では尾張国・遠江国では明瞭な傾向は認められない。駿河国では、志太・安倍の西部の郡にやや重点がある。甲斐国は、東部の山梨・都留の両郡に重点がある。武蔵国では、北部の各郡である。上総国では、埴生・海上の国府所在郡(市原)隣接地に重点がある。下総国では、匝瑳・海上両郡である。常陸国は絶対量が多く、平均化している。

東山道の近江国では、美濃国との通行の意味の大きな坂田郡が多い。美濃国は平均化しており、飛騨国では大野郡が多い。信濃・上野国では、あまり明確な傾向は認められないが、下野国では芳賀・那須両郡のような、東北地域に比較的近い郡に重点がある。

これらに対し、北陸道では絶対数が少なく、特に出羽国に隣接する越後国に、全く例を見ないのが特徴的である。加賀・能登のような小さな国も、原則的に移住者の供給源から外されている。この地域でやや特異なのは、越前国大野郡と越中国砺波郡である。これらは移住者の出身地として、かなりの可能性を持つであろう。以上について、明確な傾向のない国も含め、国府所在郡を含んで偏りがある国が多いように思われる。

東北地域内部の東国地域の地名は勿論だが、総じて陸奥国内部での地名の共通性が高いことが注目される。特に、石城・石背両地域に属する地名の比重はかなり大きく、両地域に存在する東国地域の地名が、第一次的移住に対応するもので、両地域以外のものは第二次的なものであるという印象は、この整理によっても裏付けられるだろう。また、出羽国と陸奥国との間にも共通する地名が見られるが、陸奥国から割かれた郡（最上・置賜）が存在するという事情だけでなく、陸奥国内部の同様の事情が推定される。

移住の具体的構成要素である対象者には、一体どのような人々が選定されていたのだろうか。考古学的所見では、東北地方に関東地方の影響の残る遺構・遺物が発見されたのは仙台平野を中心とし、七世紀中葉を上限とするらしい（9）。そのようななかには、集落や墳墓だけでなく、寺院や官衙と考えられるものも含まれているという。仙台平野では、以前から畿内地域との直接交渉をうかがわせる形跡があるし、権力の象徴的遺構である前方後円墳に至っては、さらに大きな範囲で確認されている。

多賀城などの官衙遺跡や窯跡では文字瓦も出土している。これらはヘラで刻まれたものに「下（総または毛野）・常（陸）・（上・下）毛（野）・上（総または毛野）」、瓦を制作する際の模骨や范に刻まれたものが反転した「上（総または毛野）・下（総または毛野）・相（模）」などの種類が見られる。恐らく東国地域の国名を省略したもので、各国を単位とした集団的移住の単位を根拠とするとされている（10）。この単位は、『倭名類聚抄』の国名と一致する郷名を想起させる。

一方、六国史などで東北地域の地域編成は、古代を通じて行われていたようになっており、あたかもこの地域が著しく未整備な状況にあったかのような印象を与える。近年ではそのことを、安易に「未開」に結びつけるようなことはなくなってきた（8）が、右に触れたような考古資料を積極的に評価すれば、同じ資料であっても異なった整

理ができるように思われる。

『先代旧事本紀』国造本紀の記事について、郡司の任命を前提とするような「国造」の所在を示すというような理解もある(11)が、上総・下総両国及び常陸国と共に記載され、「国造」名の多く知られる石城・石背両国地域の「国造」は、東国地域に由来するもので占められている。石城・石背両国に比べると、上総・下総地域ではあまり注意されてきていないが、大宝令制下の早い段階で「上毛野」氏の主要な人物が集中的に「国司」等として投入されており、その段階でようやく大がかりな地域編成が行われた可能性がある(12)。そのような事情を考慮すると、「国造」名が非常に多く知られるのも、郡領の選任に関する問題の切実さをうかがわせる。同様の視点で石城・石背両国の「国造」の系譜を整理すれば、次表のようになる。

表 陸奥国南部の「国造本紀」の国造

国造名	対応郡名	同祖	同族関係(東国/西国)	知られる郡領名
道奥菊多	菊多(キ)	天津彦根命(又は建許呂命系)	道口岐間・茨城・馬久田・須惠・師長/山背・凡河内	
阿尺	安積(セ)	(「道奥菊多」と同じ)	(同右)	
思	亙理(キ)	天湯津彦命系	佐渡/阿岐・波久岐・怒麻	
伊久	伊具	(「思」と同じ)	(同右)	
染羽	標葉(キ)	(「道奥菊多」と同じ)	(同右)	
浮田	宇多(キ)	崇神皇子(豊城命系)	上毛野・下毛野/針間鴨	
信夫	信夫(セ)	(「思」と同じ)	(同右)	大田部(阿倍陸奥臣)

白河	白河(七)	(思)と同じ)	(同右)	奈須直(阿倍陸奥臣)
石背	磐瀬(七)	「道奥菊多」と同じ	(同右)	文部(阿倍陸奥臣)
石城	磐城(キ)	「道奥菊多」と同じ	(同右)	
	会津(七)			
	行方(キ)			

この整理によるならば、具体的な氏族名までは特定しがたいが、菊多・安積・標葉・石城・石背の各郡では、常陸・上総・相模国といった諸国とつながりがあるように見える。また、宇多郡では上野・下野両国との関係があったように見える。亙理・伊具・信夫・白河の各郡では、やや明瞭さに欠けるが、佐渡国が関係しているようであり、ことによると北陸道諸国とのつながりがあったかもしれない。このうち白河郡では、郡領に「奈須直」氏が知られることにより、隣接する下野国(那須郡)との直接的な関係が推定できる。

これらのことは、先に述べた地名の分布とも一致する部分がある。そのことを重視するなら、「国造本紀」のいう「国造」のなかには、しばしば引き合いに出される大宝二年(七〇二)よりもさらに下った時期(石城・石背両国が設置された養老二年前後)の問題に関係した部分を含む可能性があることになる。

3、石城国と石背国

また次表は、石城・石背地域における和銅く養老期にかけての関連記事を整理したものである。この時期は、地域編成の動向が特に急であるが、同じ東北地域であっても、陸奥国と出羽国とは内容に相当差があることが知られる

であろう。陸奥国には、既に基幹交通路に類する道路が敷設（浜通・中通）されていたのに対し、出羽国は整備途中で、東方と南方から行政区分を設置しながら工事を進めている状態であったとみられる。

表 和銅く養老期の石城・石背地域

No.	年月日	陸奥 (移民)	行政区分の改編	出羽 (移民)
①	和銅元・九・二八		(前略) 越後国言新建出羽郡。 許之	
②	和銅五・九・二三		太政官議奏曰建国辟疆武功所 貴設官撫民文教所崇其北邊蝦 狄遠晏阻險官縱狂心屢驚辺境 自官軍雷擊凶賊霧消狄都晏然 皇民無擾誠望便乘時機遂置一 国式榭司宰永鎮百姓奏可之於 是始置出羽国	
③	和銅五・十・一		割陸奥国最上置賜二郡隸出羽 国焉。	
④	和銅六・一二・二		新建陸奥国丹取郡。	

⑤	和銅七・十・二
⑥	靈龜元・五・二〇
⑦	靈龜元・一一・二九
⑧	靈龜二・九・二三

移相模上總常陸上野武藏下野
六国富民千戸配陸奥国。

陸奥国蝦夷第三等邑良志別君
宇蘇弥余等言親族死亡子孫數
人常恐被狄徒抄略乎請於香河
村造郡家為編戸民永保安堵、
又蝦夷須賀君古麻比留等言先
祖以來貢納昆布常採此地年時
不闕今国府郭下相去道遠往還
累旬甚多辛苦請於闕村便建郡
家同百姓共率親族永木闕貢並
許之

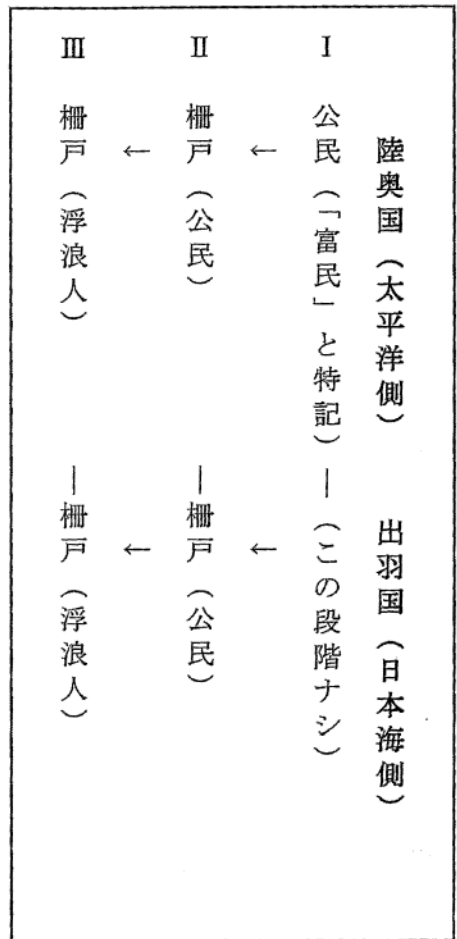
戸隸出羽国（後略）

從三位中納言巨勢朝臣麻呂言建出羽国已經數年吏民少稀狄徒未
馴其地膏腴田野広寛請令隨近国民遷於出羽国教喻狂狄兼保地利
許之。因陸奥国置賜最上二郡及信濃上野越前越後四国百姓各百

勅割尾張上野信濃越後等国民
二百戸配出羽柵戸。

⑨ 養老元・二・二六	⑩ 養老二・五・二	⑪ 養老三・七・九	⑫ 養老五・十・一四	⑬ 養老六・八・二九
<p>令諸国司簡點柵戸一千人配陸 奥鎮所焉（後略）</p>				
<p>（前略）割陸奥国「之」石城 標葉行方宇太日理常陸国之菊 多六郡置石城国割白河石背會 津安積信夫五郡置石背国割常 陸国多珂郡之郷二百一十烟名 曰菊多郡属石城国焉</p> <p>令陸奥国分柴田郡二郷置刈田 郡</p>				
<p>以信濃・上野・越前・越後四 国百姓各一百戸配出羽柵焉</p> <p>遷東海東山北陸三道民二百戸 配出羽柵焉</p>				

東国地域からの人の「移住」は、概して「柵戸」によると考えられているが、そこには明瞭な時期差と地域差が存在する。その質的転換が、各地域史への甚大な影響を及ぼしたことは想像に難くない。



のように概ね整理できる。このことは、二つの地域の開発の程度や、それに伴う地域編成の様式の違いに起因している可能性がある。大宝令制定以前では、郡を設置するような地域編成を行う場合、人の「移動」を伴うことが現実にはしばしばあった。前表⑥の、異例な「富民一千戸」（五十戸一里で二十里分に相当する）という大規模な移民は、石城・石背両国の設置に先立って行われており、両国の設置に何らかの関係を持つのではないか。

同じく「丹取郡」の設置は、その音の類似性から「名取郡」に関係したものであるという理解がある一方、その位置から石城・石背両国の分立に先立って設置されるのは不都合であるとして、最近では「玉造軍団」に関するような大崎平野北部のことであったとする理解が一般的になってきている（12）。「丹取郡」名取郡」といえるかどうかはとりあえず措くとしても、この時期の郡の設置は、畿内地域の例を含む点に端的に示されるように、未整備な地域に関する行政区分の改編とは考えにくい場合もしばしば認められる。そうした意味で、拠点的な小地域の再編成に関する事例で、石城・石背両国の分立に先立って、それらに近接した「名取郡」が設置されることがあったとしても、

何ら不都合はないのである（13）。

そうであれば、この地域に所在する氏族（特に郡領級の）の部分については、本来「蝦夷」であった訳ではなく、「移動」後の東国出身の公民の姿を端的に示すものが含まれている可能性に留意せざるを得ない。このような視野から東北地方に分布する氏族を改めて大まかに整理すれば、

①明らかに「蝦夷」と考えられる姓を負う者。

②公民と考えられる姓を負う者。

③漸移的な姓を持つ「俘囚」の者（14）。

が存在する。これまでの脈略で注意されるのは、②ないし③の人々である。無論それらの人々が、例外なく図式的理解で律しきれるものではない。通常の記事のなかでは、そうした人々が東国地域からの移住者なのか、本来東北地域に居住していたのかを分別しづらいのである。そこで改めて注目したいのが、東北地域に特徴的な複姓の改賜姓の例である。「阿倍・大伴・上毛野・下毛野」という、化内的な姓を冠するのである。

次表は、その種の改姓記事を、地域毎に整理したものである。改賜姓後の移住を想定できる個人の居住を示す場合を除けば、記事そのものとしては、出羽国の「田夷」の例が一例認められるだけであり、こうした改賜姓は基本的に陸奥国のみ固有な政策であったとみられる。

表 陸奥・出羽両国の改賜姓を中心とした氏族の実態

郡名	氏族名
白河（セ）	阿倍陸奥臣（↑文部一〇人）、朝大伴連（↑朝大伴部八人）、大伴白河連（↑大伴部数人）、阿倍陸奥連（奈須直、大領）、

磐瀬 (七) ○	陸奥白河連 (↑狛造)
會津 (七) ○	磐瀬朝臣 (↑吉彌侯部)、大伴宮城連 (↑□□□)、阿倍陸奥臣 (↑丈部、權大領)、陸奥磐瀬臣 (↑吉彌侯部)
安積 (七) ○	阿倍會津臣 (↑丈部、二人)
(安達)	阿倍安積臣 (↑丈部直)、安倍安積臣 (↑丈部一三人)、大伴安積連 (↑九子部・大田部)、阿倍陸奥臣 (↑矢田部・丈部等一七人)
信夫 (七) ○	陸奥安達連 (↑狛造)
(刈田)	阿倍信夫臣 (↑丈部數人)、上毛野歙山公 (↑吉彌侯部七人)、下毛野靜公戸 (↑吉彌侯部七人)、阿倍陸奥臣 (↑大田部、擬主帳)
柴田	大伴刈田臣 (↑大伴部)
(名取)	名取朝臣 (↑公)、安倍柴田臣 (↑丈部)、大伴柴田臣 (↑大伴部)、阿倍陸奥臣 (↑丈部、權大領)
菊多 (キ) ○	上毛野名取朝臣 (↑吉彌侯部、九人)、刑部宿祢 (大毅)
磐城 (キ) ○	湯坐菊多臣 (↑丈部二人)
標葉 (キ) ○	於保磐城臣 (↑丈部)、磐城臣 (大領)、阿倍陸奥臣 (↑陸奥丈部臣、擬少毅・丈部、擬主政)
行方 (キ) ○	阿倍陸奥臣 (↑丈部一人)、阿倍陸奥臣 (↑陸奥標葉臣、少領)
宇多 (キ) ○	大伴行方連 (↑大伴部)、下毛野朝臣 (↑公)
伊具 ○	上毛野陸奥公 (↑吉彌侯部)
亙理 (キ) ○	阿倍陸奥臣 (↑陸奥・臣、權擬大領・擬主帳)
宮城	湯坐亙理連 (↑宗何部三人)、大伴亙理連 (↑五百木部)
黒川	物部 (權大領)
	靱大伴連 (↑靱大伴部八人)、大伴行方連 (↑大伴部)、靱伴連 (大領)

賀美	阿倍陸奥臣 (↑丈部一〇人)
色麻	阿倍陸奥臣 (↑陸奥臣、少領)
(富田)※	大伴安積連 (↑丸子部)
玉造	下毛野俯見公 (↑吉彌侯部七人)
志太	
長岡	
(栗原)	
磐井	
江刺	上毛野胆澤公 (擬大領)
胆澤	
新田	上毛野中村公 (↑吉彌侯部)
(讚馬)※	
小田	大伴安積連 (↑丸子部)、陸奥意薩連 (↑意薩公)
遠田	大伴山田連 (↑丸子部)、陸奥磐井臣 (↑竹城公・黒田竹田公・白石公等一二二人)、陸奥高城連 (↑竹城公・荒山等八八人)、 陸奥小倉連 (↑小倉公等一七人)、陸奥石原連 (↑石原公等一五人)、椋椅連 (↑柏原公一三人)、遠田連 (↑遠田公等六九人)
(登米)	
桃生	
氣仙	

<p>不明 秋田 出羽 田川 川辺 鮑海 山本 平鹿 雄勝 置賜 村上 最上</p>	<p>不明 (斯波) (稗貫) (和我) 耶麻 牡鹿</p>
<p>上毛野緑野直 (↑置井出公)</p>	<p>牡鹿連 (↑丸子)、武射臣 (↑春日部三人) 上毛野陸奥公 (↑文部、大領) 物部斯波連 上毛野陸奥公 (↑吉彌侯部)、下毛野陸奥公 (↑文部三六人)</p>

初見は、『続日本紀』天平勝宝五年（七五三）六月八日条で、確認できる下限は『日本後紀』弘仁六年（八一六）三月六日条である。地域的分布については、旧石城・石背両国地域に関係するものが多く、時期的にもやや先行するようである。このことは、東国地域からの移住が陸奥国全体に関わるのではなく、出羽国の分離を含む石城・石背両国の設置が、同時期の非常に重要な課題であったことを示しているのではないか。右に見える人々は、移住によって生じた在来の同姓者との混同を嫌って、より上位の姓を希望したものと考えられる。

「柵戸」の移配は、頻度では出羽国に向けてのものが多く、質的には陸奥国の方が良質であったと思われる。それは、陸奥・出羽両国の整備状況の差に起因している可能性が高い。このことは、神護景雲二年（七六八）頃より他国人と並んで、陸奥国の諸郡の人々が、「奥郡」へ移配されるようになってくる変化と符号しているように思われる。旧石城・石背両国地域の地名が見られる地域が、その移配先であったろう。

以上の諸要素に改賜姓を加味して、それぞれの移住者たちの、移住以前の立場に関係するものであると考えられれば、各々の地域でどのような編成や負担形態が採用されたのかを推定することが可能になるはずである。改賜姓以前の姓は、東北地域では一般的で、東国地域でもしばしば見ることができ、姓（君子部・丸子部・丈部など）を負う者が多い。上毛野・下毛野を姓に含む者については、各々個別氏族の存在を意識しながら、元の居住地を含めたと見て、ほぼ両地域からの移住を裏付けると考えてよいのではないか。それら以外はやや決め手を欠くが、地名と移住者とが一致する部分を絞り込んだ、傾向として整理してみると、次のようになる。

【伊勢国】飯野郡

↓磐城郡

【遠江国】 榛原郡大江郷↓会津郡

【駿河国】 駿河国玉造郷↓磐城郡↓玉造郡

【甲斐国】 ↓江刺郡

○【相模国】 ↓色麻郡

足上郡松田郷↓白河郡

○【武蔵国】 榛澤郡藤田郷↓白河郡

○【上総国】 ↓胆澤郡

埴生郡小田郷↓白河郡↓小田郡↓賀美郡↓牡鹿郡

海上郡大野郷↓菊多郡

望多郡 ↓亘理郡

○【常陸国】 那珂郡入野郷↓白河郡↓安積郡

芳賀郷↓安積郡

川辺郷↓菊多郡

新治郡丹波郷↓白河郡

行方郡 ↓行方郡

小高郷↓磐城郡

多珂郡 ↓行方郡

【信濃国】 ↓江刺郡

○【上野国】片岡郡高橋郷↓柴田郡

新田郡 ↓新田郡

○【下野国】 ↓胆沢郡

【越中国】砺波郡高野郷↓白河郡

【陸奥国】白河郡—黒川郡—宮城郡—胆沢郡

磐城郡—名取郡—桃生郡

磐瀬郡—標葉郡—宮城郡—賀美郡

右上の○印は「富民」を移動させた国である。これら以外にも可能性の高い例はあるが、移住者と重ならないため除外してある。こうした整理によるならば、たとえば著名な牡鹿宿禰嶋足のような者は、かつては上総国埴生郡出身の丸子部であったと想定できるのである。彼が「大国造」として神護景雲三年（七六九）に大量改賜姓の申請を行った背景というのも、以前からの地縁・血縁関係から理解すれば、より明快なものとなる。

いずれも相互に欠落する要素があつて、断定的なことは言えないが、少なくともここまでの操作によつて、

- | |
|----------------------|
| ① 国名 ↓ 郷名 |
| ② 郡名 (↓ 郡名 …) ↓ 郡名 |
| ③ 郡名 (↓ 郡名 …) ↓ 郷名 |
| ④ 郷名 (↓ 郷名 …) ↓ 郷名 |

のようなバリエーションがあることがわかる。これらは恐らく時期差を示すのであろう。特に①について、信濃(国)を含むことから、少なくとも霊亀元年(七一五)の移住ではないことが推定できる。但し、信濃国が積極的に移配に参加しているのは養老期までであるので、二次的な移配であるにしても、信濃国の移配単位が消失してしまう以前であつたと見るべきだろう。

また④について、甲斐国・下総国などのように、初期には移配が行われないものの、特定の郡の地名に集中する傾向がある国では、郷を単位とする移配が行われた可能性がある。このことは、柴田郡新羅郷の存在によっても裏付けられる。この種の渡来人の移配に関して、先行する東国地域では、たとえ同様な小規模の事例でも「郡」として設置されているという点で注意されるのである。

小結

以上を整理してみると、東国地域から東北地域への移配は、石城・石背両国を通過点とし、一対一対応というような整然とした形態ではなく、一郡内に数国の人々が雑居する場合がしばしばあつたように思われる。特に拠点的な地域(白河・磐城・磐瀬の各郡など)では、郡程度の単位で二次・三次…とさらなる奥地への移配が重ねられた可能性が高い。

移配の規模は、当初では郡を設置しうる程度の単位があつたが、次第に郷単位程度に縮小されていったようである。移住者の元の居住地については、時期差や地域差があつて特定するのがさらに困難である。常陸国・下野国のように陸奥国に隣接して移住の絶対量が多いと考えられる例を除外すると、

① 国府所在郡ないしその隣接郡

②交通の便が良い郡

などで賄っていると思われる場合が多い。そのような郡は、多くの郷を抱えて優勢であったからである。このような偏りによって、結果的に影響を被る地域は、国毎に違いはあるものの、特定の性格の地域に集中する傾向がある。律令政府に親和的・協力的な地域・勢力が先に衰退することになったのである。このことが、治安の悪化などをはじめとする律令制的地域支配の弛緩を招来し、次の時代への各地域史の展開を規定してゆくことになったと考える。

短期間で済んだ八世紀初頭の西海道地域南部Ⅱ「隼人」への対処に比べると、「蝦夷」への対処ははるかに大規模で長期間を要した。徳政争論ではないが、結果として国家財政を傾けるほどの大きな負担となった。このことは同時代だけでなく、後の時代にも大きな影響を及ぼすことになったであろう。

各段階で移住の痕跡は認められるが、規模・内容からみて東国地域が主導的な位置を占めていたのは「国郡創置」の時期（15）であった。八世紀も後半になると、東国からの移住だけでなく、東国地域への教化的移住が目立つようになってくる。公民と蝦夷の間に位置づけられる「俘囚」の成立である。俘囚の移住の地点及び規模に関しては、『延喜式』（主税式諸国本稻条・俘囚稻条）によって知ることができる（16）。

その対象地域は全国に及び、国の等級に応じて配分されている可能性が高いが、陸奥国と接する東国地域では特に大規模なものとなっている。大東急記念文庫本系の『倭名類聚抄』郷名レベルに「俘囚（夷俘）」の文字は最大五例ほど認められるが、基本的には注記のようなものになるだろう。治安維持の観点から、多人数を集住させては問題が多いので、国府関係者の監督付きで各地に分散居住させた可能性が高い。ちなみに上野国では、多胡郡を囲んだ形の西部の三郡に分散している。

征夷戦争の負担は膨大であり、国家財政を転覆させかねないものであったことも既に明らかにされている通りであ

る。それらの負担者に「勲位」が頒布されるような形で賄われた。その対象は個人であつたり、神社（氏子を含むか）であつたりするが、物心両面の負担地域が判明する（17）。兵站確保の問題もあり、陸奥国から距離を隔てるほどに動員の頻度は下がる。動員の空白が明らかな、東海道の遠江国・東山道の美濃国などが、この点に関する境界領域に位置づけられるだろう。

一方、東国地域の社会組成に関して、八世紀前半までを中心に比較的上級の農民が流出したことにより、それに代わって指導的役割を果たしたのは、残された有力農民だけでなく、中央では中級以下の貴族層も含まれていた。官吏として下向し、婚姻関係を発生させるなどして、そのまま居留する場合がしばしば見られたのである（18）。それでも地域では、「貴種」として尊崇された。

前九年の役・後三年の役の大規模な混乱（19）の時期を経て、東国から東北地方に亘る広範囲で全般的平和が回復されるのは一二世紀になろうかという時期の問題であつた。これらのことについて、最近東北地方各地で調査されている遺跡出土の文字資料のほか、滋賀県甲賀郡信楽町勅旨に所在する玉桂寺の阿弥陀如来像胎内から発見された「エソ」の交名（20）など、周知されていないが興味深い史・資料はまだまだ多数存在し、地域史の対象としての東北に関しては新地平が拓かれてゆくことになる（21）と思われる。そのような動向から勘案すると、「東国」に関しては、まだまだ古代と中世の間の不整合が目立つようである。今後の課題としたい。

注

（1）石母田正「大化の改新の史的意義」（『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年）。

（2）今泉隆雄「八世紀前半以前の陸奥国と板東」（『地方史研究』三九巻五号、一九八九年）。

(3) 拙稿「日本古代の『移動』と『定住』」(『歴史学研究』五八一号、一九八八年)。なお、本稿で問題とした東北地方への「柵戸」に関しては、その後高橋崇『律令国家東北史の研究』(吉川弘文館、一九九一年)、同『古代東北と柵戸』(吉川弘文館、一九九六年)がこの件に関する専論として上梓されている。以下、その都度注記していないが、右著を全面的に参照していることを明記しておきたい。

(4) 春田隆義「板東から関東」(『古代の地方史』五板東編、朝倉書店、一九七七年所収)。

(5) 林陸朗「蝦夷政策と東国」(『古代の地方史』五板東編、朝倉書店、一九七七年所収)。また、関幸彦「安倍猿島臣とその周辺」(『日本歴史』四六六号、一九八七年)。

(6) この点に関する研究を牽引されてきた平川南氏の一連の成果の一部が『東北「海道」の古代史』(岩波書店、二〇一二年)に集成された。また、鐘江宏之「出土文字資料からみた東西差・南北差」(熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年所収)。

(7) 八木光則「蝦夷考古学の地平」(蝦夷研究会編『古代蝦夷と律令国家』高志書院、二〇〇四年所収)。

(8) 前掲注(5) 林論文。また、小山靖憲「古代末期の東国と西国」(新版岩波講座『日本歴史』四、一九七六年所収)、虎尾俊哉「律令国家の奥羽経営」(『古代の地方史』六奥羽編、朝倉書店、一九七八年所収) 参照。

(9) 古窯跡研究会による一連の成果によって明らかである。

(10) 高野芳宏・進藤秋輝・熊谷公男・渡辺伸行「多賀城出土の文字瓦(その一)」(東北歴史資料館『研究紀要』Ⅲ、一九七六年)。

(11) 篠川賢『国造制の成立と展開』(吉川弘文館、一九八五年)。なお、同地域の地域勢力の動向に関しては、垣内和孝『郡と集落の古代地域史』(岩田書院、二〇〇八年)の成果がある。

- (12) 平川南「律令制下の多賀城」(『多賀城—政庁編・本文編—』一九八二年所収)。
- (13) 拙稿「大宝令制定前後の地域編成政策」(『地方史研究』三六卷一一号、一九八六年)。
- (14) 平川南「俘囚と夷俘」(青木和夫先生還暦記念会『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年所収)。
- (15) 高橋富雄『蝦夷』(吉川弘文館、一九六三年)。
- (16) 例えば中村光一「俘囚料の設置をめぐる」(『延喜式研究』創刊号、一九八八年)。
- (17) 佐々木常人「鎮兵小考」(東北歴史資料館『研究紀要』十一号、一九八五年)。
- (18) 保立道久「古代末期の東国と留任貴族」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年所収)。
- (19) 前九年の役・後三年の役に関する最新の成果としては、樋口知志『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』(高志書院、二〇一一年)等がある。
- (20) 入間田宣夫「中世エゾの人名について」(『北からの日本史』三省堂、一九八八年)。
- (21) 旧稿公表(一九八八年)後の古代東北・北方地域史研究については、

① 考古学的調査の進捗に伴う事実関係の確認、

② 多くの優れた若手研究者の台頭による世代交代

といった事情により、非常に多くの成果を得ているのは周知のことである。筆者のように情報収集能力の低い段階であっても、次の示すような多くの単著・編著の刊行を確認している。個別論文レベルでは、到底全てを網羅することはできないと思われる。

- ・高橋富雄『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年
- ・新野直吉『東北古代史の基本的研究』角川書店、一九八六年

- ・新野直吉『古代東北の兵乱』吉川弘文館、一九八九年
- ・高橋崇『律令国家東北史の研究』吉川弘文館、一九九一年
- ・須藤隆・今泉孝雄・坪井清足編『新版古代の日本九 東北・北海道』角川書店、一九九二年
- ・新野直吉『田村麻呂と阿弖流為』吉川弘文館、一九九四年
- ・高橋崇『古代東北と柵戸』吉川弘文館、一九九六年
- ・鈴木靖民編『古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年
- ・工藤雅樹『古代蝦夷の考古学』吉川弘文館、一九九八年
- ・工藤雅樹『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館、一九九八年
- ・工藤雅樹『東北考古学・古代史学史』吉川弘文館、一九九八年
- ・鈴木拓也『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年
- ・簗島栄紀『古代国家と北方社会』吉川弘文館、二〇〇一年
- ・関口明『古代東北の蝦夷と北海道』吉川弘文館、二〇〇三年
- ・熊田亮介『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年
- ・熊谷公男『蝦夷の地と古代国家』山川出版社、二〇〇四年
- ・熊谷公男『古代の蝦夷と城柵』吉川弘文館、二〇〇四年
- ・蝦夷研究会『古代蝦夷と律令国家』高志書院、二〇〇四年
- ・青木和夫・岡田茂弘編『古代を考える 多賀城と古代東北』吉川弘文館、二〇〇六年
- ・熊田亮介・八木光則編『九世紀の蝦夷社会』高志書院、二〇〇七年

- ・長谷川成一編『北方社会史の視座』第一巻 清文堂出版、二〇〇七年
- ・榎森進・小口雅史・澤登寛聡『エミシ・エゾ・アイヌ』岩田書院、二〇〇八年
- ・鈴木拓也『蝦夷と東北戦争』吉川弘文館、二〇〇八年
- ・垣内和孝『郡と集落の古代地域史』（岩田書院、二〇〇八年）
- ・東北学院大学東北文化研究所編『古代中世の蝦夷社会』高志書院、二〇一一年
- ・樋口知志『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』高志書院、二〇一一年
- ・小口雅史編『海峡と古代蝦夷』高志書院、二〇一一年
- ・窪田大介『古代東北仏教史研究』法蔵館、二〇一一年
- ・平川南『東北「海道」の古代史』岩波書店、二〇一二年
- ・入間田宣夫編『講座 東北の歴史』第一巻 争いと人の移動 清文堂出版、二〇一二年
- ・淵原智幸『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年